

# 山口南沿岸海岸保全基本計画

平成 15 年 4 月  
平成 19 年 12 月改訂  
平成 20 年 5 月改訂  
平成 23 年 3 月改訂  
平成 26 年 3 月改訂  
平成 27 年 1 月改訂  
平成 27 年 12 月改訂  
平成 29 年 3 月改訂

山口県

# 山口南沿岸海岸保全基本計画

## 目 次

<b>序 編 海岸保全基本計画の策定について</b> .....	- 1 -
1 海岸法の概要 .....	- 2 -
2 海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画の概要 .....	- 4 -
<b>第 1 編 海岸の保全に関する基本的な事項</b> .....	- 6 -
1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 .....	- 6 -
1-1 海岸の概要 .....	- 6 -
1-2 海岸事業の経緯 .....	- 8 -
1-3 長期的な在り方 .....	- 8 -
2 海岸の防護に関する事項 .....	- 9 -
2-1 防護の目標 .....	- 9 -
2-2 防護の施策 .....	- 11 -
3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 .....	- 13 -
3-1 環境の目標 .....	- 13 -
3-2 環境の施策 .....	- 13 -
4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 .....	- 15 -
4-1 利用の目標 .....	- 15 -
4-2 利用の施策 .....	- 15 -
<b>第 2 編 海岸保全施設の整備及び維持・修繕に関する基本的な事項</b> .....	- 16 -
1 海岸保全施設を整備しようとする区域 .....	- 16 -
2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等 .....	- 16 -
2-1 施設の種類 .....	- 16 -
2-2 施設の規模 .....	- 17 -
2-3 施設の配置 .....	- 17 -
3 海岸保全による受益の地域及びその状況 .....	- 17 -
3-1 防護される地域 .....	- 17 -
3-2 土地利用の状況 .....	- 17 -
4 海岸保全施設の維持・修繕の方法 .....	- 17 -

< 計画事項表・附図 >



## 序 編 海岸保全基本計画の策定について

1999年（平成11年）の海岸法一部改正により、これまでの「災害からの海岸の防護」の目的に、「海岸環境の整備と保全」と「海岸における公衆の適正な利用」を加え、総合的に海岸の保全を推進するものとなった。

また、地域の意向等を反映するため、国が「海岸保全基本方針」2000年（平成12年）を定め、この基本方針に基づき、都道府県知事が所管する海岸について、海岸の保全に関する基本計画「海岸保全基本計画」を定めることになった。

その後、2014年（平成26年）6月の海岸法の一部改正では、防災・減災対策を推進するとともに、海岸の適切な維持管理を推進することが加えられた。

これらを踏まえた、海岸保全基本方針や海岸保全基本計画は以下のとおりである。

### ○海岸保全基本方針

基本方針：『美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて』 海岸の区分、海岸保全の基本理念や考え方など、国としての海岸保全に関する基本的な方向性を主務大臣が定める。

### ○海岸保全基本計画

「海岸の現況及び保全の方向」及び「海岸における公衆の適正な利用」を含めた海岸の保全に関する基本的な事項、「海岸保全施設の整備区域」及び「海岸保全施設の維持・修繕の方法」を含めた海岸保全施設の整備及び維持・修繕に関する基本的な事項を、海岸保全基本方針に基づき都道府県知事が定める。

## 1 海岸法の概要

海岸法は、1956年（昭和31年）に制定され、表－1に示すとおり、これまで1999年（平成11年）と2014年（平成26年）に、一部が改正されている。

表－1 海岸法の制度の変遷

年 度	法 律	海岸保全の考え方	社会的な背景
1956年 (昭和31年)	海岸法制定	目的：【防護】  台風による高潮や地震による津波から海岸背後の人命、財産や国土を守ることを定める。	・海岸工学の飛躍的な発展
1999年 (平成11年)	海岸法の一部改正	目的：【防護】 【環境】 【利用】  「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」	・台風による高潮や地震に伴う津波などの災害 ・海洋性レクリエーション需要の増大 ・広域的に顕在化する海岸侵食 ・自然環境に関する意識の向上 ・地方分権化の推進
2014年 (平成26年)	海岸法の一部改正	・減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け ・水門、陸閘等の操作規則等の策定 ・海岸保全施設の維持、修繕基準の策定  等を追加	・東日本大震災の発生 ・中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故等における施設の老朽化に対する問題

### 《1999年（平成11年） 海岸法一部改正の概要》

- ① 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
  - ・海岸法の目的に「災害からの海岸の防護」に加えて、「海岸環境の整備と保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を追加して定めた。
  - ・防護、環境、利用の調和のとれた海岸管理を推進することを定めた。
- ② 海岸法の対象となる海岸の拡張
  - ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸として位置付け、海岸管理をしていくことを定めた。
  - ・海岸の日常的な管理における市町村参画の推進を図ることを定めた。
- ③ 海岸の適正な保全のための措置の導入
  - ・指定区域において、みだりに行う一定の行為の禁止及び罰則を適用した。
  - ・簡易な手続きで代執行が行える制度を導入した。
  - ・海岸の維持に関する原因者施行・原因者負担制度を拡充・強化した。
- ④ 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
  - ・「海岸保全基本計画」を定めるにあたっては、必要に応じて地域の意見、専門家の知見を反映させるため、学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者

の意見聴取手続き並びに関係住民の意見を反映する手続きを導入することを定めた。

#### 《2014年（平成26年） 海岸法一部改正の概要》

- ① 海岸管理における防災・減災対策の推進
  - ・堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（緑の防潮堤）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付けることを定めた。
- ② 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立
  - ・海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けることを定めた。
- ③ 海岸保全施設の適切な維持管理
  - ・海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化することを定めた。
- ④ 海岸保全区域内において座礁等した船舶の撤去等
  - ・海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷し、海岸の保全に支障を及ぼすおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令することができることを定めた。
- ⑤ 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実
  - ・海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適切かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定することができることを定めた。

## 2 海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画の概要

### 【海岸保全基本方針】

海岸保全基本方針の定めについては、海岸法第二条の二（主務大臣は、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針を定めなければならない。）に示されている。

その海岸保全基本方針は、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるように、国が海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするための理念として、定められた。

### ● 海岸の保全に関する基本的な指針

#### 1 海岸の保全に関する基本的理念

～美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて～

#### 2 海岸の保全に関する基本的な事項

～国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進～

##### (1) 海岸の防護に関する基本的な事項

～地域を守る安全な海岸の整備～

##### (2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

～自然と共生する海岸の保全と整備～

##### (3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

～多様なニーズに対応した海岸の実現～

##### (4) 海岸保全施設の整備及び維持・修繕に関する基本的な事項

～防護・環境・利用の調和した施設整備～

##### (5) 海岸の保全に関するその他の重要事項

～行政・地域が一丸となった広範な取組の推進～

## 【海岸保全基本計画】

海岸保全基本計画の定めについては、海岸法第二条の三（都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を定めなければならない。）に示されている。

### ● 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進～

#### ・ 海岸保全基本計画の定めるべき基本的な事項

海岸保全基本計画の対象範囲は、海岸法の対象となる区域において海岸保全施設の整備と海岸管理に関する基本的な事項を定める。

海岸法の対象となる区域は、「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。

海岸保全施設の整備に関する対象区域は「海岸保全区域」として指定された海岸であり、海岸管理に関する対象区域は「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」となる。但し、その他の海岸であっても防護上の必要性があれば、海岸保全区域の指定などを行って施設整備を行うことは可能で、本基本計画に含める。

また、本基本計画には近い将来「海岸保全区域」の指定を予定している海岸についても対象範囲に含める。

海岸保全基本計画の策定に際しては、地域の意見や専門家の知見を反映させるため学識経験者、関係市町長及び関係海岸管理者等からのヒアリング、ブロック会議、連絡協議会、そして検討委員会を行い、さらに地域住民の意見を反映するためにアンケート調査を実施して取りまとめた。

#### 第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

- 1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- 2 海岸の防護に関する事項
- 3 海岸環境の整備及び保全に関する事項
- 4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

#### 第2編 海岸保全施設の整備及び維持・修繕に関する基本的な事項

- 1 海岸保全施設を整備しようとする区域
- 2 海岸保全施設の種類・規模及び配置等
- 3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
- 4 海岸保全施設の維持・修繕の方法



## 第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

### 1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

#### 1-1 海岸の概要

山口県は、本州の最西端に位置し三方を日本海と瀬戸内海に面しており、その海岸延長は約1,500kmを有し、日本海側の山口北沿岸と瀬戸内海側の山口南沿岸に区別される。山口北沿岸の延長は約430km、山口南沿岸は約1,070kmである。

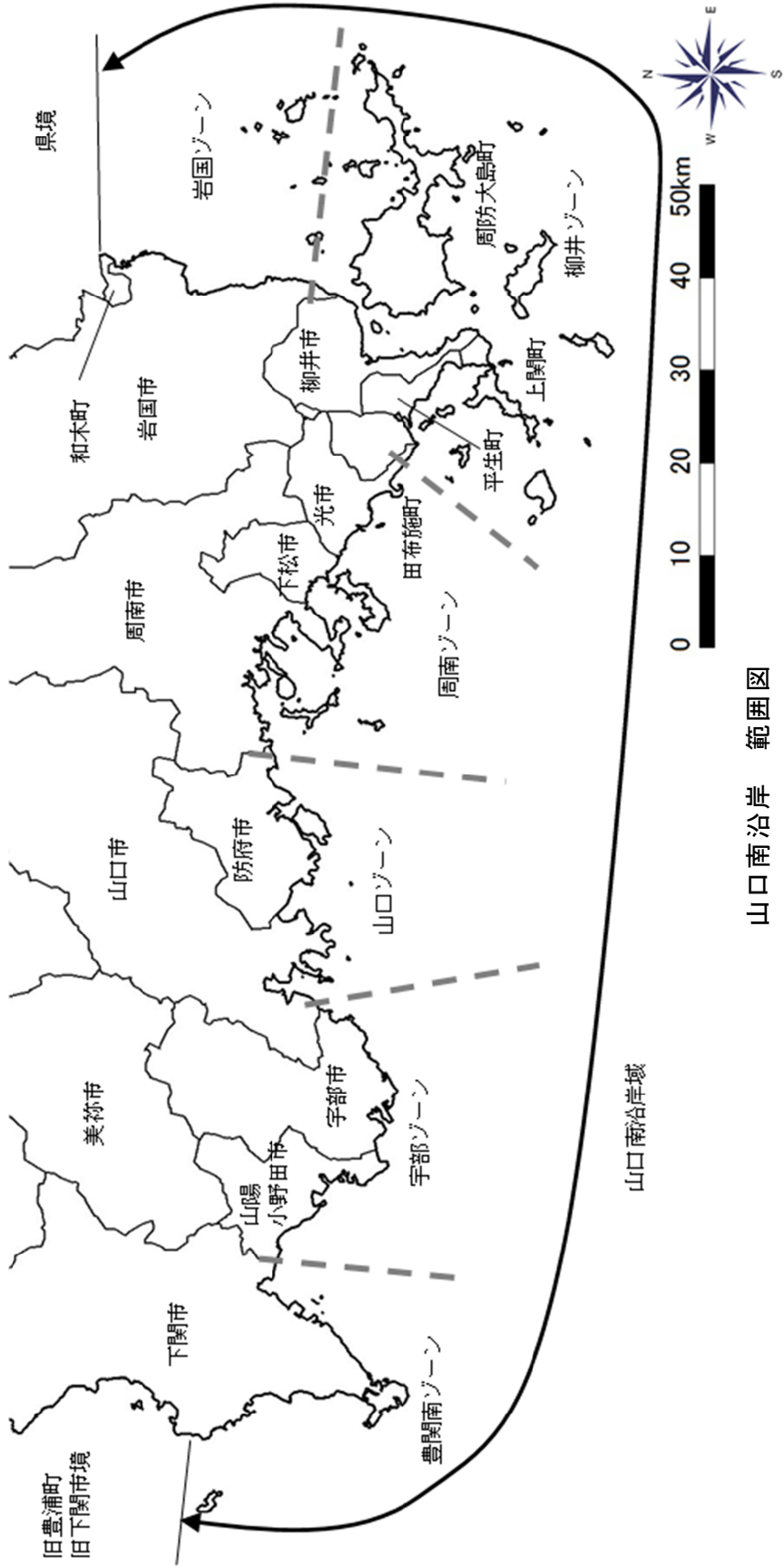
山口南沿岸は、旧下関市と旧豊浦郡豊浦町との境界から広島県と接する和木町までの沿岸で、その多くは瀬戸内海西端部に位置し、屋代島をはじめとする大小の多様な島々や砂浜が点在する典型的な瀬戸内の景観を呈し風光明媚な沿岸である。また、下関市の一部及び沿岸域の東半分は瀬戸内海国立公園に指定されている。

沿岸域には一級・二級などの多数の河川が流入している。また、全般的に急傾斜の山地が背後に迫り、海岸沿いの平地は狭小な低地である。過去においては干拓により塩田や開作地が開かれていた。その後、高度経済成長期に埋立てが行われ、山陽小野田市から岩国市までの沿岸各市を横断的に結ぶ臨海工業地帯が形成され、現在では人口や資産が集中し、山口県の社会経済活動の中心的役割を果たしている。

沿岸域には国際拠点港湾、重要港湾の他、多数の地方港湾及び漁港があり、開作地の多くは農耕地となっており、一般的に低地に位置することから台風による高潮や津波等による被害が発生しやすく、また低地が連続して長いために被害が広がりやすく、これらの被害に対して対策が求められている。

さらに、本県の県政運営の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、地域の特質を生かした発展と相互の有機的結合により県政振興を図ることとしており、沿岸域の保全と開発についても、これに密接にかかわるものである。

このため、下関地域の一部（旧下関市内）、宇部地域、山口地域、周南地域、柳井地域及び岩国地域からなる山口南沿岸海岸保全基本計画では「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」との整合を図るとともに、それぞれの地域がもつ特性を考慮し、ゾーニングについては、それぞれ豊関南ゾーン、宇部ゾーン、山口ゾーン、周南ゾーン、柳井ゾーン及び岩国ゾーンに区分することとした。



山口南沿岸 範囲図

## 1-2 海岸事業の経緯

山口南沿岸は、九州に上陸する台風の通過コース上に位置することから、過去において度重なる台風による高潮被害が度々発生している。特に、瀬戸内海は干満の差が大きく、沿岸域は南側に面していることから高潮が発生しやすく、一旦被害が生じるとその影響は低地に沿って広範囲に広がる傾向にある。過去には、1942年(昭和17年)にこの海域の名を残した周防灘台風により甚大な被害を受け、戦後はキジア台風、ルース台風、そして洞爺丸台風により相次いで被害が発生した。さらに、1999年(平成11年)9月台風18号では全壊80棟、半壊1,309棟、一部損壊10,554棟、床上浸水2,506棟、床下浸水7,372棟の多大な被害が発生した。また、依然として海岸の侵食や砂浜の後退が続いている状況である。

このため、高潮対策事業や侵食対策事業等の海岸保全施設整備事業により、各地区に堤防、護岸、離岸堤、胸壁、水門及び排水機場等の整備を順次進めている。この他、近年の様々なマリンスポーツや海洋性レクリエーション等の需要に対応するため、人工海浜等の整備を進めている。

## 1-3 長期的な在り方

瀬戸内海に面する山口南沿岸は、背後地に多くの人口や資産が集中し、沿岸域は多様で貴重な動植物が生息する重要な空間である。また、マリンスポーツや海洋性レクリエーション等としての利用や要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。

山口南沿岸は、高潮や海岸侵食等の災害に対し、住民の安全な暮らしを守るための海岸防護、瀬戸内海国立公園に代表される干潟、砂浜、藻場や海岸林等の豊かな自然環境や海岸景観等の保全及びその特性を生かした公衆の適正な利用について相互の調和を図り、長期的かつ広域的な視点から防護・環境・利用が調和するよう総合的に沿岸域の整備を推進する。

沿岸域は地域の個性や文化を育んできていることなどから、山口南沿岸が持つ豊かな自然、社会、生活環境等の特性を活かした、地域とともに歩む海岸保全のための海岸づくりを目指すものとする。

山口南沿岸における海岸保全のための基本理念は、風土工学的アプローチによる統一コンセプトとして、次の標語に集約した。

**『多様な自然と人が共存する安全、快適海岸』**

## 2 海岸の防護に関する事項

### 2-1 防護の目標

山口南沿岸は、台風や地震等の激しい自然条件にさらされており、海岸は高潮や津波、波浪による災害や海岸侵食から県民の生命や財産を防護する重要な役割を担っている。

このため、各々の地域において、気象・海象・地形等の自然条件及び過去の災害発生状況を把握し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を考慮して、適切な防護水準を設定する。

特に、高潮・津波対策については、護岸等の整備によるハード面の対策と合わせ、地域住民の避難誘導等に役立つソフト面の対策として、高潮・津波ハザードマップの整備や、潮位等の海象データを県民に公開・共有する高潮防災ステーションを整備し、高潮・津波発生時の水門・陸閘等の操作規則を策定し、一体的な防護を図る。

防護水準としては

- ① 台風等による高潮や波浪等から防護する海岸については、波浪推算と計画高潮位（朔望平均満潮位に潮位偏差を加えた値）を考慮する。
- ② 津波から防護する海岸については、設計津波高（朔望平均満潮位に津波波高を加えた値）を考慮する。
- ③ 海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持・保全することを基本的な防護水準とするが、侵食が著しく海岸背後に被害が生じる可能性が高い海岸、砂浜による消波機能を考慮した面的防御を必要とする海岸、及び海浜利用において汀線の回復を必要とする海岸については、必要に応じた汀線の回復を図る。
- ④ 海岸保全施設の老朽化対策については、施設の機能が適切に発揮できるように維持・修繕等を行い、耐久性の向上を図る。

なお、山口南沿岸における防護水準は、表-2のように定める。

表－２ 防護水準

ゾーン名	地域名	防護目的	防護水準				
			高潮		津波	侵食	老朽化
			沖波波高 (m)	計画高潮位 T.P. (m)	設計津波高 T.P. (m)		
豊閑(南)	下関市	高潮 津波 侵食	0.95～8.10	1.46～4.97	1.64～2.76	現状の 汀線維持 もしくは 必要に応 じた汀線 の回復	施設の維 持又は修繕
宇部	山陽小野田市 宇部市		2.70～4.80	3.72～4.44	2.35～2.76		
山口	山口市 防府市		2.30～5.40	3.74～4.14	2.23～2.56		
周南	周南市 下松市 光市		0.64～6.00	3.40～3.90	2.31～2.43		
柳井	田布施町 平生町 上関町 柳井市 周防大島町		1.10～5.50	2.88～3.93	2.23～2.60		
岩国	岩国市 和木町		2.03～3.17	3.31～3.70	2.33		

## 2-2 防護の施策

### ●豊関(南)ゾーン

本ゾーンにおける日本海側は、冬季風浪時に越波・飛沫や海岸侵食の被害が発生している。また、瀬戸内海側では過去の台風による高潮で被災した地区海岸が多く、特に1999年(平成11年)の台風18号では高潮による浸水被害が発生した。このため、高潮対策として天端高の見直しによる再整備や離岸堤等による防災施設の整備を図る。この高潮対策の実施により、天端高については津波に対しても防護を図ることができる。また、侵食対策に対しては、離岸堤、潜堤、突堤等による面的防護方式を推進するなど、沿岸域の利用状況や海岸の地形特性等を十分考慮して適切な防災施設整備を図る。そして、施設の老朽化等については、耐用年数等を考慮して維持・修繕を図って、被害の防止に努める。さらに、適切で迅速な避難のための防災意識の啓発活動等や高潮防災ステーションによる防災システムの構築及び拡充を図る。

なお、巖流島や満珠島・干珠島及び関門海峡沿岸においては、関門海峡の潮流や航跡波による海岸侵食への対策とともに、海岸景観にも配慮して整備に努める。

### ●宇部ゾーン

本ゾーンにおいては、過去の台風による高潮で被災した地区海岸が多く、特に1999年(平成11年)の台風18号では高潮による浸水や家屋の倒壊等の被害が発生した。このため、高潮対策として天端高の見直しによる再整備や離岸堤等による防災施設の整備を図る。この高潮対策の実施により、天端高については津波に対しても防護を図ることができる。また、侵食対策に対しては、離岸堤、潜堤、突堤、養浜等による面的防護方式を推進し、沿岸域の利用状況や海岸の地形特性等を十分に考慮して適切な防災施設整備を図る。そして、施設の老朽化等については、耐用年数等を考慮して維持・修繕を図って、被害の防止に努める。さらに、適切で迅速な避難のための防災意識の啓発活動等や高潮防災ステーションによる防災システムの構築及び拡充を図る。

### ●山口ゾーン

本ゾーンにおいては、過去の台風による高潮で被災した地区海岸が多く、特に1999年(平成11年)の台風18号では高潮による浸水や家屋の倒壊等の被害が発生した。このため、高潮対策として天端高の見直しによる再整備や離岸堤等による防災施設の整備を図る。この高潮対策の実施により、天端高については津波に対しても防護を図ることができる。また、侵食対策に対しては、護岸の補強等による防災施設整備を図る。そして、施設の老朽化等については、耐用年数等を考慮して維持・修繕を図って、被害の防止に努める。さらに、適切で迅速な避難のための防災意識の啓発活動等や高潮防災ステーションによる防災システムの構築及び拡充を図る。

### ●周南ゾーン

本ゾーンにおいては、過去の台風による高潮で被災した地区海岸が多く、特に1999年（平成11年）の台風18号では高潮による浸水や家屋の倒壊等の被害が発生した。このため、高潮対策として天端高の見直しによる再整備や離岸堤等による防災施設の整備を図る。この高潮対策の実施により、天端高については津波に対しても防護を図ることができる。また、侵食対策に対しては、離岸堤、潜堤、突堤等による面的防護方式を推進し、白砂青松等の美しい海岸景観の構成要素となる砂浜の保全や回復に努め、海岸の地形特性等を十分に考慮して適切な防災施設の整備を採用する。そして、施設の老朽化等については、耐用年数等を考慮して維持・修繕を図って、被害の防止に努める。さらに、適切で迅速な避難のための防災意識の啓発活動等や高潮防災ステーションによる防災システムの構築及び拡充を図る。

### ●柳井ゾーン

本ゾーンにおいては、過去の台風による高潮で被災した地区海岸が多く、特に、1999年（平成11年）の台風18号では高潮により多数の家屋倒壊等の被害が発生した。また、低気圧等が発生した際には、越波、飛砂や漂砂等の被害が頻繁に起こっている。このため、高潮対策として天端高の見直しによる再整備や離岸堤等による防災施設の整備を図る。この高潮対策の実施により、天端高については津波に対しても防護を図ることができる。侵食対策に対しては、離岸堤、潜堤、突堤等による面的防護方式を推進し、白砂青松等の美しい海岸景観の構成要素となる砂浜の保全や回復に努め、海岸の地形特性等を十分に考慮して適切な防災施設の整備を採用する。そして、施設の老朽化等については、耐用年数等を考慮して維持・修繕を図って、被害の防止に努める。さらに、適切で迅速な避難のための防災意識の啓発活動等や高潮防災ステーションによる防災システムの構築及び拡充を図る。

### ●岩国ゾーン

本ゾーンにおいては、過去の台風による高潮で被災した地区海岸が多く、特に1999年（平成11年）の台風18号では高潮による被害が発生した。このため、高潮対策として天端高の見直しによる再整備や離岸堤等による防災施設の整備を図る。また、侵食対策に対しては、護岸の補強等による防災施設整備を図る。この高潮対策の実施により、天端高については津波に対しても防護を図ることができる。そして、施設の老朽化等については、耐用年数等を考慮して維持・修繕を図って、被害の防止に努める。さらに、適切で迅速な避難のための防災意識の啓発活動等や高潮防災ステーションによる防災システムの構築及び拡充を図る。

### 3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

#### 3-1 環境の目標

海岸は、多種多様な生物を育む貴重な空間であるとともに、砂浜や岩場等独特な自然環境を有し、地域の文化・歴史・風土を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い、自然海岸が減少してきていることから、地域文化の継承に資する白砂青松等の復元・創造に努める。

また、海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、失われた自然の復元や景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全と整備を図る。

#### 3-2 環境の施策

##### ●豊関(南)ゾーン

本ゾーンの沿岸域は、干潟や藻場が分布しており、これらの場所は魚介類等の育成機能を有することから、各々の海岸特性に応じた防災施設の整備に努める。干潟域などには、カブトガニ等貴重な動植物が生息していることから、可能な限り生息環境に配慮してその維持・保全に努める。また、消失した砂浜や海岸林の回復に努める。風致地区や瀬戸内海国立公園の指定地域においては、海岸景観美や史実に残る歴史的な景観等に配慮して、海岸環境の保全と整備との調和を図る。

##### ●宇部ゾーン

本ゾーンの沿岸域は、干潟や藻場が分布しており、これらの場所は魚介類等の育成機能を有しカブトガニ等貴重な動植物が生息していることから、可能な限り生息環境に配慮し、各々の海岸特性に応じた防災施設の整備に努める。干潟域や河口域などには、貴重な動植物が生息していることから、可能な限り生息環境に配慮してその維持・保全に努める。また、周辺環境への影響を配慮した工法を採用して、砂浜の回復や海水交換等に優れた透過性の保全施設整備を推進する。多様な自然環境、貴重な動植物や優れた海岸景観等は可能な限りその維持・保全に努めながら、海岸環境の保全と整備との調和を図る。



### ●山口ゾーン

本ゾーンの沿岸域は、干潟や藻場が分布しており、これらの場所は魚介類等の育成機能を有し、貴重な動植物が生息していることから、可能な限り生息環境に配慮し、各々の海岸特性に応じた防災施設の整備に努める。また、周辺環境への影響を配慮した工法を採用して、砂浜の回復や海水交換等に優れた透過性の保全施設整備を推進する。多様な自然環境、貴重な動植物や優れた海岸景観等は可能な限りその維持・保全に努めながら、海岸環境の保全と整備との調和を図る。

特に、山口湾はカブトガニの貴重な生息場所であるので、保全施設の整備にあたっては、生息に適した海浜環境の保全に努める。

### ●周南ゾーン

本ゾーンの沿岸域は、干潟や藻場が分布しており、これらの場所は魚介類等の育成機能を有し、貴重な動植物が生息していることから、可能な限り生息環境に配慮し、各々の海岸特性に応じた防災施設の整備に努める。また、周辺環境への影響を配慮した工法を採用して、砂浜の回復や海水交換等に優れた透過性の保全施設整備を推進する。全ての海岸域が瀬戸内海国立公園内であるため、豊かな海岸林、貴重な動植物や優れた海岸景観等が多く存在している。このため、可能な限りその維持・保全に努め、海岸環境の保全と整備との調和を図る。

### ●柳井ゾーン

本ゾーンの沿岸域は、干潟や藻場が分布しており、これらの場所は魚介類等の育成機能を有し、貴重な動植物が生息していることから、可能な限り生息環境に配慮し、各々の海岸特性に応じた防災施設の整備に努める。また、周辺環境への影響を配慮した工法を採用して、砂浜の回復や海水交換等に優れた透過性の保全施設整備を推進する。全ての海岸域が瀬戸内海国立公園内であるため、豊かな海岸林、貴重な動植物や優れた海岸景観等が多く存在している。このため、可能な限りその維持・保全に努め、海岸環境の保全と整備との調和を図る。

特に、平生湾はカブトガニの貴重な生息場所であるので、保全施設の整備にあたっては、生息に適した海浜環境の保全に努める。

### ●岩国ゾーン

本ゾーンの沿岸域は、干潟や藻場が分布しており、これらの場所は魚介類等の育成機能を有し、貴重な動植物が生息していることから、可能な限り生息環境に配慮し、各々の海岸特性に応じた防災施設の整備に努める。また、周辺環境への影響を配慮した工法を採用して、砂浜の回復や海水交換等に優れた透過性の保全施設整備を推進する。全ての海岸域が瀬戸内海国立公園内にあるため、豊かな海岸林、貴重な動植物や優れた海岸景観等が多く存在している。このため、可能な限りその維持・保全に努め、海岸環境の保全と整備との調和を図る。

## 4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

### 4-1 利用の目標

海岸は、古くから生産の場や輸送空間として、また、祭りや行事の場として利用され、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。近年は、人々の要求も社会のあらゆる分野で高度化・多様化しており、海岸も海水浴等の利用の他に様々なレジャーやスポーツ、体験学習、癒しの場として利用されている。

このため、公衆の適正な利用を確保していくため、誰もがいつでも安全に快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した質の高い快適海岸の施設整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損等に適切に対処する。

### 4-2 利用の施策

多様化する海岸利用に対して、海岸が有する様々な機能を十分に生かし、公衆の適正な利用を確保していくため、海岸の利用増進に資する施設整備を推進し、快適海岸の整備・保全を図るため、

- ① 海辺との触れ合いを助長するために、安全性やバリアフリー化等の質的な向上に配慮するとともにアクセス性や利便性の向上に努め、より一層質の高い海岸利用を推進するための施設整備を行う。
- ② 海辺が持つ安らぎの場としての親水機能を高めることや地域コミュニケーションの場としての海岸環境の整備を行う。
- ③ 地域のニーズに応じた海岸利用を推進することや海岸が有している様々な機能を十分に発揮させるため、地域住民や地域ボランティア等との協力体制を確立していく。
- ④ 漂着ゴミ等に対して、海岸管理者や地元及び地元住民等と一体となった清掃活動を行っていけるように交流を深めていく。
- ⑤ 放置ゴミ等により、海岸環境が悪化しないよう利用者のマナーの向上を図るための啓発活動や海岸利用のルールづくりの推進に努める。
- ⑥ 海岸景観や利便性を著しく損なう施設や放置船等に対しても適切に対処する。

などの施策を実施して、利用の増進を図る。

## 第2編 海岸保全施設の整備及び維持・修繕に関する基本的な事項

### 1 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、海岸保全施設の新設又は改良に関する一連の工事を施行しようとする範囲とし、計画事項表及び海岸保全施設施行区域図に示す合計 281 箇所である。整備しようとする区域の選定は、

- ① 海岸環境の整備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている地区海岸
- ② 現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において防災のために施設を新設する区域
- ③ 既に海岸保全施設が整備されている地区海岸において高潮や侵食等の被害が依然として発生している区域
- ④ 海岸保全施設の老朽化が進行している箇所など

とした。

### 2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸別の地域特性を踏まえ、各地区海岸における海岸保全施設の種類、規模及び配置は以下に示す通りである。

#### 2-1 施設の種類

整備する海岸保全施設は、地形、背後地の利用形態、隣接海岸保全施設の形態、構造、景観及び海象条件等を総合的に勘案して決定する。

主要な施設の種類は次のとおりとする。

- 堤防（緩傾斜堤を含む）
- 護岸（緩傾斜護岸を含む）
- 胸壁
- 突堤（ヘッドランドを含む）
- 離岸堤
- 消波堤（消波工を含む）
- 潜堤（人工リーフを含む）
- 人工海浜
- 水門，樋門，排水機場

## 2-2 施設の規模

施設の規模は、区域ごとの海岸保全施設の延長及び堤防、護岸等の代表天端高と定める。なお、代表天端高は、地形、背後地の利用形態及び海象現象により各区域単独、又は数区域にまたがり代表的な地点で、そこでの標準的な海岸保全施設を想定して決定する。

施設の規模は、別表（計画事項表）に示すとおりである。

## 2-3 施設の配置

施設の配置は、受益地域とその地域の現状を把握して保全効果、利便性、景観等を考慮して決定する。

海岸保全施設の配置は、添付附図（海岸保全施設施行区域図）に示すとおりである。

## 3 海岸保全による受益の地域及びその状況

### 3-1 防護される地域

本計画における受益地域は、添付附図（海岸保全施設施行区域図）に示すとおりである。

### 3-2 土地利用の状況

本計画地周辺における土地利用の状況は、別表（計画事項表）に示すとおりである。

## 4 海岸保全施設の維持・修繕の方法

巡視点検及び5年に1回の定期点検を実施した上で、施設の損傷や劣化の変状を把握し、計画的に必要な修繕を実施することにより、施設の機能を維持する。

施設毎の維持・修繕方法を下記に示す。

### ●堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁

堤体前面の洗掘、水叩きの沈下や直下の空洞等の損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持・修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストを低減させる。

### ●突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤（消波工含む）、潜堤（人工リーフ含む）

波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じてブロックを補充する等適切に維持・修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストを低減させる。

### ●人工海浜

前浜幅、後浜高等を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて砂礫の補充やサンドバイパス等の漂砂バランスの調整を実施することにより、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストを低減させる。

●水門・樋門、排水機場

躯体の劣化や前面洗掘等の施設の状態面、電圧・動作電流・絶縁抵抗・部材の摩耗・ロープ径等の施設の機能面等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持・修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストを低減させる。

別表 計画事項 山口南沿岸（豊関南ゾーン -1）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長(m)	代表天端高 T.P.(m)							
1	水・国土局	下関海岸	吉母	下関市吉母	310	2.50~5.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	消波工	下関市の一部	その他	
2	水産庁	吉母漁港	江尻	下関市大字吉母	510		○侵食対策 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・突堤	下関市の一部	住宅地	
3	水産庁	吉母漁港	深川	下関市大字吉母	170		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁・消波工	下関市の一部	住宅地	
4	水産庁	吉見漁港	三本松・大石	下関市永田本町二丁目	690		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	下関市の一部	住宅地・商業用地	
5	水産庁	吉見漁港	大久保・丸尾	下関市吉見古宿町	1,434		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	離岸堤	下関市の一部	住宅地	
6	水産庁	安岡漁港	横野	下関市横野町二～四丁目	1,140		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	下関市の一部	住宅地	
7	水産庁	安岡漁港	安岡	下関市安岡本町一・三丁目・安岡駅前二丁目・富任町一丁目・梶栗町一・二丁目	1,611		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁	下関市の一部	住宅地	
8	水産庁	安岡漁港	綾羅木	下関市綾羅木本町六・七丁目・綾羅木南町二丁目	1,195		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○水質の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	下関市の一部	住宅地	
9	水・国土局	下関海岸	綾羅木	下関市綾羅木南町	300		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策	○水質の保全	—	護岸・消波工	下関市の一部	住宅地	
10	水産庁	下関漁港	武久北	下関市武久町二丁目	670		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・突堤・離岸堤・養浜	下関市の一部	住宅地	
	水産庁	下関漁港	武久南	下関市汐入町～武久町二丁目	260		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・離岸堤・養浜	下関市の一部	住宅地	
11	水産庁	下関漁港	大坪	下関市筋ヶ浜島町～金比羅町	280		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸・離岸堤・突堤	下関市の一部	住宅地・森林地	
12	水産庁	下関漁港	彦島西山	下関市彦島迫町六丁目	720		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・突堤・潜堤・養浜	下関市の一部	住宅地・工業用地	
13	港湾局	下関港	巖流島	下関市船島	619		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・養浜	下関市の一部	その他	
14	港湾局	下関港	壇之浦	下関市壇之浦町	314		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	下関市の一部	住宅地	
15	港湾局	下関港	みもすそ川	下関市みもすそ川町	1,501	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	下関市の一部	住宅地・その他		

巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照

別表 計画事項 山口南沿岸（豊関南ゾーン -2）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長(m)	代表天端高 T.P.(m)							
16	港湾局	下関港	前田	下関市前田一～二丁目	611	3.50～9.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	-	護岸	下関市の一部	住宅地・その他	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種別の維持・修繕方法は【本編】5章を参照
17	港湾局	下関港	浜浦	下関市長府浜浦町一～二丁目	1,985		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	-	護岸	下関市の一部	住宅地・その他	
18	港湾局	下関港	長府外浦	下関市長府外浦町	758		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	-	護岸	下関市の一部	住宅地・商業用地・その他	
19	港湾局	下関港	宇部・長府沖	下関市乃木浜三丁目～長府宮崎町	17,504		○天端高の不足に伴う再整備 ○高潮対策 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○水質の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	堤防・護岸・胸壁・水門・樋門・潜堤	下関市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
20	港湾局	下関港	清末沖	-	1,411		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○水質の保全 ○干潟の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	堤防・樋門	下関市の一部	農地・その他	
21	水・国土局	木屋川沖海岸	木屋川沖	下関市小月南町	100		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重生物への配慮 (カプトガニ・センペイアワモチ・野鳥) ○干潟の保全 ○海岸景観の保全	-	堤防	下関市の一部	住宅地	
22	港湾局	下関港	王喜沖	-	983		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○水質の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	堤防・護岸・樋門	下関市の一部	農地・その他	
23	農振局	下関東港	松屋	下関市松屋	725	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	-	堤防・護岸・消波工・樋門	下関市の一部	農地・その他		
24	水産庁	安岡漁港	福江	下関市大字福江	127	2.50～5.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	下関市の一部	住宅地	
25	水産庁	蓋井島漁港	富脇	下関市大字蓋井島	69		○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	下関市の一部	住宅地	
26	水産庁	下関漁港	老・小戸・伊崎	下関市彦島老町二丁目～小戸4310・伊崎町二丁目	983		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	-	護岸	下関市の一部	住宅地	

別表 計画事項 山口南沿岸（宇部ゾーン ー1）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P. (m)							
1	農振局	埴生港	埴生	山陽小野田市大字埴生	2,774	5.50~7.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○水質の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○マナーの向上を図る啓発活動	堤防・護岸・消波工・樋門	山陽小野田市の一部	住宅地・農地・その他	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
2	水産庁	埴生漁港	埴生	山陽小野田市大字埴生中市	400		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○水質の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁	山陽小野田市の一部	住宅地・農地・その他	
3	水・国土局	埴生港海岸	郡津布田	山陽小野田市大字津布田	4,798		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○砂浜の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・水門	山陽小野田市の一部	住宅地・農地・その他	
	港湾局	埴生港	郡津布田	山陽小野田市大字津布田	1,483		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○砂浜の保全 ○干潟の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	突堤・離岸堤	山陽小野田市の一部	住宅地・農地・その他	
4	水産庁	梶漁港	梶	山陽小野田市大字郡	920		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○干潟の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁	山陽小野田市の一部	住宅地・商業用地・農地・森林地・その他	
5	港湾局	厚狭港	郡	山陽小野田市大字郡沖開作	850	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○干潟の保全	○利用者マナーの向上に向けた啓発活動等を積極的に実施する ○潮干狩り場としての利用に配慮	堤防・護岸・消波工	山陽小野田市の一部	農地・その他		
6	農振局	厚狭港	黒崎開作	山陽小野田市大字西高泊郷	2,350	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藪場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	堤防・護岸・消波工	山陽小野田市の一部	住宅地・農地		
7	水産庁	高泊漁港	浜	山陽小野田市大字西高泊浜	882	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○海岸景観の維持・保全	—	護岸・胸壁・樋門	山陽小野田市の一部	住宅地・工業用地		
8	港湾局	小野田港	有帆	山陽小野田市大字小野田刈屋	1,000	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸	山陽小野田市の一部	住宅地・工業用地		
9	港湾局	小野田港	小野田	山陽小野田市大字小野田新沖～東沖	7,916	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・胸壁・樋門・排水機場	山陽小野田市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他		
10	水産庁	刈屋漁港	刈屋	山陽小野田市大字小野田刈屋	2,413	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全	—	堤防・護岸・胸壁・樋門	山陽小野田市の一部	住宅地・工業用地		
11	港湾局	小野田港	大浜	山陽小野田市大字小野田大浜	1,150	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁	山陽小野田市の一部	住宅地・工業用地・その他		
12	水・国土局	小野田海岸	焼野	山陽小野田市大字小野田本山	1,200	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・消波工・水門	山陽小野田市の一部	住宅地・商業用地・工業用地		
13	港湾局	宇部港	西沖の山	宇部市大字西沖の山～小野田市大字西沖	1,200	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・樋門	宇部市・及び山陽小野田市の一部	住宅地・工業用地・農地・その他		
14	港湾局	宇部港	西沖の山その二	宇部市大字西沖の山	2,424	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	—	護岸	宇部市の一部	住宅地・工業用地・その他		
15	港湾局	宇部港	昭和開作	宇部市大字藤曲	430	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	—	護岸	宇部市の一部	住宅地・工業用地・その他		
16	港湾局	宇部港	中その二	宇部市大字藤曲	2,820	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	—	護岸・胸壁・樋門・排水機場	宇部市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他		



別表 計画事項 山口南沿岸（宇部ゾーン ー2）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P. (m)							
17	港湾局	宇部港	中その三	宇部市大字小串	3,100	4.50～6.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	—	護岸・胸壁・樋門	宇部市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う。施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
18	港湾局	宇部港	中その一	宇部市沖字部	2,900		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・胸壁・樋門	宇部市の一部	工業用地・その他	
19	港湾局	宇部港	東見初	宇部市明神町二丁目～大字沖字部	2,650		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	胸壁・護岸	宇部市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
20	水産庁	宇部岬漁港	宇部岬	宇部市明神町二丁目～八王子町	835		○天端高不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁	宇部市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地	
21	港湾局	宇部港	西岐波	宇部市大字西岐波～大字亀浦	1,075		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○藁場の保全 ○干潟の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・消波堤・樋門	宇部市の一部	住宅地・商業用地・農地・その他	
22	水産庁	床波漁港	床波	宇部市大字西岐波吉田～黒崎	2,943		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・胸壁・突堤・消波工・人工リーフ・養浜・水門	宇部市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・森林地・その他	
23	水・国土局	宇部海岸	永ヶ久保	宇部市大字東岐波永ヶ久保	220		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・胸壁・離岸堤・水門	宇部市の一部	住宅地・農地	
24	水・国土局	宇部海岸	高尾	宇部市大字東岐波高尾	267		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・胸壁・離岸堤	宇部市の一部	住宅地・農地	
25	水産庁	丸尾漁港	丸尾	宇部市大字東岐波丸尾	1,180		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁・水門	宇部市の一部	住宅地・農地・その他	
26	港湾局	丸尾港	東岐波	宇部市大字東岐波黒崎	610	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○砂浜の保全 ○干潟の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・樋門・樋管	宇部市の一部	住宅地・その他		
27	港湾局	丸尾港	波雁ヶ浜	宇部市大字東岐波岐波～黒崎	1,381	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○砂浜の保全 ○干潟の保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・消波工・樋門・突堤	宇部市の一部	住宅地・商業用地・農地・その他		

別表 計画事項 山口南沿岸（山口ゾーン ー1）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P.(m)							
1	水産庁	阿知須漁港	阿知須	山口市阿知須小古郷・遠石	894	6.00～7.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	山口市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う 施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
2	港湾局	山口港	阿知須	山口市阿知須干拓	3,510		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・樋門・突堤・潜堤・養浜	山口市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・森林地・農地・その他	
3	港湾局	山口港	新地	山口市佐山新地	1,800		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・突堤・樋門	山口市の一部	住宅地・農地・その他	
4	港湾局	山口港	深溝	山口市深溝唐樋	650		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・胸壁・突堤	山口市の一部	住宅地・農地・森林地・その他	
5	農振局	山口湾	北の江	山口市深溝北ノ江東	1,434		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○干潟の保全	—	堤防・樋門	山口市の一部	住宅地・農地・その他	
6	水産庁	相原漁港	相原	山口市江崎	380		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	—	—	堤防・護岸	山口市の一部	住宅地	
7	農振局	山口湾	北之江相原	山口市江崎相原～深溝北ノ江東	1,820		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○干潟の保全	—	樋門	山口市の一部	住宅地・農地・その他	
8	港湾局	山口港	相原	山口市江崎相原	80		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・樋門	山口市の一部	住宅地・農地	
9	水・国土局	山口海岸	浦辺	山口市江崎浦辺	1,160		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○水質の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	堤防・樋門	山口市の一部	住宅地・農地・森林地	
10	水・国土局	山口海岸	昭和開作	山口市田島新開作西～新開作東	5,240		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○水質の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	堤防・樋門	山口市の一部	住宅地・農地	
11	農振局	山口湾	昭和開作	山口市名田島昭和西	400		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○干潟の保全	—	堤防・樋門	山口市の一部	農地・その他	
12	水・国土局	山口海岸	二島	山口市秋徳二島	2,450		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○海岸景観の維持・保全	—	堤防・樋門	山口市の一部	住宅地・農地・森林地	
13	港湾局	山口港	小島	山口市秋徳二島小島開作	1,090		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・樋門	山口市の一部	住宅地・農地・その他	
14	港湾局	山口港	幸崎	山口市秋徳二島幸崎	310		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた動植物の保護 ○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防	山口市の一部	住宅地・農地・森林地	
15	農振局	山口湾	大江	山口市秋徳二島幸崎干拓地	1,530		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・樋門	山口市の一部	農地・その他	
16	港湾局	山口港	南前	山口市秋徳二島南開作	1,430		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・突堤・樋門	山口市の一部	住宅地・農地・その他	
17	港湾局	山口港	長浜	山口市秋徳二島長浜	1,010		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・突堤・樋門	山口市の一部	住宅地・農地	

別表 計画事項 山口南沿岸（山口ゾーン ー2）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P.(m)							
18	水産庁	山口漁港	山口	山口市秋徳二島長浜	2,060	6.00~7.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・堤防	山口市の一部	住宅地	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
19	港湾局	山口港	美濃ヶ浜	山口市秋徳見濃ヶ浜	1,660	5.50~7.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	堤防・護岸・突堤	山口市の一部	住宅地・農地・森林地・その他	
20	港湾局	山口港	沖岩屋	山口市秋徳二島柴崎	220		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・護岸・突堤	山口市の一部	住宅地・農地・森林地・その他	
21	港湾局	山口東港	美濃ヶ浜	山口市秋徳二島岩屋	2,000	5.00~7.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○干潟の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・離岸堤	山口市の一部	住宅地・農地・森林地・その他	
22	港湾局	秋徳港	黒潟	山口市秋徳黒潟	470		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	-	-	護岸	山口市の一部	住宅地・森林地・その他	
23	水産庁	秋徳漁港	秋穂	山口市秋徳祇園町～黒潟	1,248		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○干潟の保全	-	護岸	山口市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
24	港湾局	秋徳港	花香	山口市秋徳屋戸～花香	2,132		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○干潟の保全	-	堤防・護岸・樋門	山口市の一部	住宅地・商業用地・農地・森林地・その他	
25	水産庁	秋徳漁港	尻川	山口市秋徳花香	197		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸	山口市の一部	住宅地・農地・その他	
26	港湾局	青江港	青江	山口市秋徳日地	790		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	-	-	堤防・護岸・突堤・水門・排水機場	山口市の一部	住宅地・農地・森林地・その他	
27	水産庁	秋徳漁港	大海	山口市秋徳小浜・浜中～大河内	3,855		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・樋門 離岸堤・胸壁・水門	山口市の一部	住宅地・工業用地・農地・森林地・その他	
28	水産庁	大道漁港	大道	防府市大字大道	2,500		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・護岸・消波工	防府市の一部	住宅地・農地・その他	
29	農振局	防府海岸	台道	防府市大字大道	2,250		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・消波工	防府市の一部	住宅地・農地・その他	
30	農振局	防府海岸	西之浦	防府市大字西浦干拓	3,036		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	-	-	堤防・消波工・樋門	防府市の一部	住宅地・農地・その他	
31	農振局	防府海岸	新開作	防府市大字新開作	1,400	○天端高の不足に伴う再整備	-	-	堤防・樋門	防府市の一部	住宅地・商業用地・農地・その他		
32	水・国土局	防府海岸	西浦	防府市大字西浦新地	1,220	○老朽化対策	○干潟の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・消波堤	防府市の一部	住宅地・工業用地		
33	水産庁	西浦漁港	西浦	防府市大字西浦	1,600	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・消波工・胸壁・水門	防府市の一部	住宅地・工業用地・その他		
34	水産庁	中浦漁港	中浦	防府市大字田島中浦	980	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・胸壁・樋門	防府市の一部	住宅地・農地・その他		
35	農振局	防府海岸	大浜	防府市大字浜方	6,840	○老朽化対策	-	-	護岸・樋門	防府市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他		
36	農振局	防府海岸	中浜	防府市大字浜方	2,680	○老朽化対策	-	-	護岸・樋門	防府市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他		

別表 計画事項 山口南沿岸（山口ゾーン ー3）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P.(m)							
37	港湾局	三田尻中関港	三田尻	防府市大字田島・新田・新築地・牟礼今宿	19,450	4.00~6.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	堤防・護岸・胸壁・突堤・樋門・排水機場	防府市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
38	水産庁	向島漁港	向島	防府市大字向島郷ヶ崎・小田	3,700		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁	防府市の一部	住宅地・農地・その他	
39	港湾局	三田尻中関港	向島	防府市大字向島洗新	2,640		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	—	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・消波工・胸壁	防府市の一部	住宅地・その他	
40	水産庁	牟礼漁港	牟礼	防府市大字牟礼～江泊	2,900	6.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・胸壁・樋門	防府市の一部	住宅地・農地・その他	
41	水産庁	富海漁港	富海	防府市大字富海	3,900		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・胸壁・消波工・樋門	防府市の一部	住宅地・農地・その他	
42	水産庁	野島漁港	野島	防府市大字野島	800		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・胸壁・離岸堤	防府市の一部	住宅地・農地・その他	
	水・国土局	野島海岸	野島	防府市大字野島	280	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・消波工	防府市の一部	住宅地		
43	港湾局	三田尻中関港	鐘紡	防府市鐘紡町	—	—	○高潮対策	—	—	排水機場	防府市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・その他	
44	水産庁	秋徳漁港	中道	山口市秋徳中道	500	5.00~7.00	○老朽化対策	○水質の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸・防砂堤	山口市の一部	住宅地・農地・その他	

別表 計画事項 山口南沿岸（周南ゾーン ー1）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P. (m)							
1	水産庁	戸田漁港	宿	周南市大字戸田字宿	280	6.00～6.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	周南市の一部	住宅地・農地・森林地	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
2	水産庁	戸田漁港	四郎谷	周南市大字戸田字四郎谷	200		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	周南市の一部	住宅地・農地・森林地	
3	水産庁	戸田漁港	桑原	周南市大字戸田字桑原	370		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	胸壁	周南市の一部	住宅地・農地・森林地	
4	水産庁	戸田漁港	長江	周南市大字戸田字長江	280		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸・胸壁	周南市の一部	住宅地・農地・森林地・その他	
5	水産庁	戸田漁港	津木	周南市大字戸田字津木	640		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸・樋門	周南市の一部	住宅地・農地・その他	
6	水産庁	福川漁港	長田	周南市長田町	685		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○干潟の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・胸壁	周南市の一部	住宅・商業用地・工業用地・農地・その他	
7	水産庁	福川漁港	福川	周南市杜地町～新田二丁目	4,030		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○干潟の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・水門・樋門・胸壁・排水機場	周南市の一部	住宅・商業用地・工業用地・農地・その他	
8	港湾局	徳山下松港	富田	周南市古市一丁目～渚町	5,717		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○海岸景観の維持・保全	—	護岸・胸壁・樋門	周南市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農用地・その他	
9	農振局	徳山下松港	野村開作	周南市三笹町	410		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	—	—	護岸・樋門	周南市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農用地・その他	
10	港湾局	徳山下松港	大津島	周南市大字大津島字近江～十人墓	1,611	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸・胸壁・離岸堤・消波工	周南市の一部	住宅地・農地・その他		
11	港湾局	徳山下松港	大泊	周南市大字大津島字大泊	820	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸	周南市の一部	住宅地・農地・その他		
12	水産庁	大津島漁港	刈尾	周南市大字大津島字刈尾	930	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○水質の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・胸壁・離岸堤	周南市の一部	住宅地・農地・その他		
13	港湾局	徳山下松港	三ツ石	周南市大字大津島字三ツ石	694	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸	周南市の一部	住宅地・農地・その他		
14	水産庁	大津島漁港	天ヶ浦	周南市大字大津島字天ヶ浦	320	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸・離岸堤	周南市の一部	住宅地・農地・その他		
15	水産庁	大津島漁港	馬島	周南市大字大津島字馬島	70	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸・消波工	周南市の一部	住宅地・農地・その他		
16	水・国土局	大津島海岸	馬島	周南市大字大津島字馬島	372	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・突堤・潜堤・養浜	周南市の一部	住宅地・農地・その他		
17	水産庁	大津島漁港	本浦	周南市大字大津島字本浦	630	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸・胸壁	周南市の一部	住宅地・農地・その他		

別表 計画事項 山口南沿岸（周南ゾーン ー2）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P.(m)							
18	水産庁	大津島漁港	近江	周南市大字大津島字近江	440	6.00~7.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○海岸景観の維持・保全	-	護岸	周南市の一部	住宅地・農地・その他	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
19	港湾局	徳山下松港	徳山	周南市大字入船町~大字大島栗谷	20,740	6.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	-	-	護岸・胸壁・水門・樋門・排水機場	周南市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
20	港湾局	徳山下松港	櫛ヶ浜	周南市大字櫛ヶ浜~栗屋	1,969		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	-	-	護岸・水門・排水機場	周南市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
21	港湾局	徳山下松港	栗屋	周南市大字櫛ヶ浜~鼓海	1,186		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	-	護岸・樋門	周南市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
22	港湾局	徳山下松港	大島	周南市大字大島~奈切	1,218	6.00~6.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全	-	護岸・消波工	周南市の一部	住宅地・工業用地・農地	
23	港湾局	徳山下松港	給島	周南市大字給島	2,523		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・離岸堤・消波工・突堤	周南市の一部	住宅地・工業用地・農地	
24	水産庁	給・大島漁港	大島	周南市大字大島	760		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	-	ゲート	周南市の一部	住宅地・農地・その他	
25	水・国土局	本浦海岸	本浦	周南市大字大島字東本浦~佐倉	3,500	7.858	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・消波工・樋門	周南市の一部	住宅地・農地・その他	
26	水産庁	徳山漁港	居守	周南市大字大島字居守	760		○天端高の不足に伴う整備 ○老朽化対策	-	-	護岸・胸壁・水門	周南市の一部	住宅地・農地・その他	
27	港湾局	徳山下松港	下松	下松市大字東豊井~大字県山	7,858		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁・離岸堤・排水機場	下松市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
28	港湾局	徳山下松港	笠戸島はなぐり	下松市大字笠戸島落はなぐり	377	5.50~8.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○マナーの向上を図る啓発活動 ○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・消波工・突堤・養浜	下松市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
29	港湾局	徳山下松港	笠戸島落	下松市大字笠戸島落	321		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁	下松市の一部	住宅地・その他	
30	港湾局	徳山下松港	笠戸島落ヶ浦	下松市大字笠戸島落ヶ浦	105		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○海岸景観の維持・保全	-	護岸	下松市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
31	港湾局	徳山下松港	笠戸島北網代	下松市大字笠戸島北網代	304	400	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	下松市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
32	港湾局	徳山下松港	笠戸島尾郷	下松市大字笠戸島尾郷	400		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○海岸景観の維持・保全	-	護岸	下松市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
33	港湾局	徳山下松港	笠戸島江の浦	下松市大字笠戸島江の浦	125		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○海岸景観の維持・保全	-	護岸	下松市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
34	港湾局	徳山下松港	笠戸島深淵	下松市大字笠戸島深淵	274	403	○天端高の不足に伴う再整備 ○浸食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	-	護岸	下松市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
35	港湾局	徳山下松港	笠戸島小深浦	下松市大字笠戸島小深浦	403		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	-	護岸	下松市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	

別表 計画事項 山口南沿岸（周南ゾーン -3）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P. (m)							
36	港湾局	徳山下松港	笠戸島深浦	下松市大字笠戸島深浦	1,540	5.50~8.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	—	護岸・胸壁	下松市の一部	住宅地・工業用地・その他	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
37	港湾局	徳山下松港	笠戸島白浜	下松市大字笠戸島白浜	210		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸	下松市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
38	港湾局	徳山下松港	笠戸島東風浦	下松市大字笠戸島東風浦	1,600		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	下松市の一部	住宅地・その他	
39	港湾局	徳山下松港	笠戸島本浦	下松市大字笠戸島細折	2,290		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁・消波工・突堤	下松市の一部	住宅地・農地・その他	
40	港湾局	徳山下松港	浅江	光市浅江六丁目～虹ヶ浜三丁目	2,450	7.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	堤防・胸壁・水門	光市の一部	住宅地・商業用地・工業用地	
41	港湾局	徳山下松港	光井	光市大字光井	1,937		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	—	護岸・消波工・胸壁・水門	光市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
42	水産庁	光漁港	松原	光市大字室積六丁目～光井二丁目	3,487		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備 ○マナーの向上を図る啓発活動 ○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・胸壁・消波工	光市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・その他	
43	水・国土局	五軒屋海岸	五軒屋	光市大字室積村五軒屋	500		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	消波工	光市の一部	住宅地・農地・その他	
44	水産庁	牛島漁港	牛島	光市牛島	60	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸	光市の一部	住宅地		

別表 計画事項 山口南沿岸（柳井ゾーン ー1）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P.(m)							
1	水産庁	尾津漁港	別府	熊毛郡田布施町大字別府	1,252	3.00~5.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策	○藻場の保全	—	護岸・消波工・胸壁	田布施町の一部	住宅地	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う 施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
2	港湾局	平生港	田布施	熊毛郡田布施町大字別府	4,618		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	—	護岸・胸壁・樋門	田布施町の一部	住宅地・工業用地・農地・その他	
3	水・国土局	田布施海岸	麻郷	熊毛郡田布施町大字麻郷	1,698		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策	○貴重種を含めた生物の保護 ○水質の保全 ○干潟の保全	—	護岸・樋門	田布施町の一部	住宅地・工業用地・農地・その他	
4	水・国土局	平生海岸	曾根	熊毛郡平生町大字曾根	968		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた生物の保護 ○水質の保全 ○干潟の保全	—	護岸・水門・排水機場	平生町の一部	住宅地・工業用地・農地	
5	水・国土局	平生海岸	平生	熊毛郡平生町大字平生	120		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた生物の保護 ○水質の保全 ○干潟の保全	—	護岸	平生町の一部	住宅地・その他	
6	水・国土局	平生海岸	平生町	熊毛郡平生町大字曾根～平生町	845		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた生物の保護 ○水質の保全 ○干潟の保全	—	護岸・水門・排水機場	平生町の一部	住宅地・工業用地	
7	港湾局	平生港	曾根	熊毛郡平生町大字曾根	3,510		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	—	護岸・胸壁・突堤・樋門・水門・排水機場	平生町の一部	住宅地・工業用地・農地・その他	
8	港湾局	平生港	佐賀	熊毛郡平生町大字佐賀	465		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	○親水性の確保	護岸・離岸堤・樋門	平生町の一部	住宅地・工業用地・農地・その他	
9	水産庁	佐賀漁港	浜田	熊毛郡平生町大字佐賀	2,617		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○侵食対策 ○飛沫防止対策	○貴重種を含めた生物の保護 ○水質の保全 ○砂浜の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備 ○環境保全と利用との調整（丸山海浜パークの植樹）	護岸・消波工・突堤・離岸堤	平生町の一部	住宅地・農地・その他	
10	水産庁	佐賀漁港	黒羽根	熊毛郡平生町大字佐賀	489		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸・消波工・離岸堤	平生町の一部	住宅地・農地・その他	
11	水産庁	佐賀漁港	秋森	熊毛郡平生町大字小郡	404		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸・消波工	平生町の一部	住宅地・農地・その他	
12	水産庁	佐賀漁港	小郡	熊毛郡平生町大字小郡	243		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸・消波工	平生町の一部	住宅地・農地・その他	
13	水産庁	佐賀漁港	尾国	熊毛郡平生町大字尾国	1,140		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸・消波工・離岸堤	平生町の一部	住宅地・農地・その他	
14	水・国土局	平生海岸	尾国	熊毛郡平生町大字尾国	1,070		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○飛沫防止対策	○藻場の保全	—	護岸・突堤・離岸堤・養浜	平生町の一部	住宅地・農地・その他	
15	農振局	佐賀海岸	唐釜	熊毛郡平生町大字尾国	175		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全	—	護岸	平生町の一部	農地	



別表 計画事項 山口南沿岸（柳井ゾーン ー2）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P.(m)							
16	水産庁	室津漁港	志田・尾熊毛	熊毛郡上関町大字室津字志田・尾熊毛	953	4.00～7.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全	—	護岸・離岸堤	上関町の一部	住宅地	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う 施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
17	港湾局	室津港	室津	熊毛郡上関町大字室津	1,265		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	—	護岸・胸壁・消波工	上関町の一部	住宅地	
18	水産庁	上関漁港	上関・福浦	熊毛郡上関町大字長島福浦	2,806		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	上関町の一部	住宅地・その他	
19	水・国土局	上関海岸	戸津	熊毛郡上関町大字長島戸津	300		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸・突堤・潜堤・養浜	上関町の一部	その他	
20	水産庁	上関漁港	戸津・中の浦	熊毛郡上関町大字長島中ノ浦	1,984		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○環境保全と利用との調整（中ノ浦フレーザービーチの付帯施設整備）	護岸・突堤・養浜	上関町の一部	住宅地	
21	農振局	上関海岸	小浦	熊毛郡上関町大字長島小浦	200		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	上関町の一部	農地	
22	農振局	上関海岸	大浦	熊毛郡上関町大字長島大浦	194		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	上関町の一部	農地	
23	農振局	上関海岸	立輪柏戸	熊毛郡上関町大字長島立輪柏戸	388		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	上関町の一部	農地	
24	水産庁	上関漁港	白井田	熊毛郡上関町大字長島白井田	297		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	上関町の一部	住宅地	
25	水・国土局	上関海岸	白井田	熊毛郡上関町大字長島白井田	180		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	堤防・護岸	上関町の一部	住宅地	
26	農振局	上関海岸	吉浦	熊毛郡上関町大字長島吉浦	130		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	上関町の一部	農地	
27	水産庁	上関漁港	四代	熊毛郡上関町大字長島四代	230		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	上関町の一部	住宅地	
28	農振局	上関海岸	長ノ木	熊毛郡上関町大字長島長ノ木	295		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	上関町の一部	農地	
29	水産庁	上関漁港	蒲井	熊毛郡上関町大字長島蒲井	743		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸・離岸堤	上関町の一部	住宅地	
30	農振局	上関海岸	三地	熊毛郡上関町大字長島三地	460		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	上関町の一部	農地	
31	農振局	上関海岸	鹿尾	熊毛郡上関町大字長島鹿尾	550		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸	上関町の一部	農地	
32	水産庁	室津漁港	白浜・大津	熊毛郡上関町大字室津字白浜・大津	857	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸・離岸堤	上関町の一部	住宅地		
33	水産庁	阿月漁港	阿月	柳井市阿月～池の浦	1,899	4.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸・突堤・離岸堤・消波工・潜堤・養浜	柳井市の一部	住宅地・工業用地・農地・その他	
34	水産庁	伊保庄漁港	伊保庄	柳井市伊保庄	1,858		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全	—	護岸・突堤・消波工・潜堤・養浜・樋門	柳井市の一部	住宅地・農地・その他	
35	港湾局	柳井港	伊保庄	柳井市伊保庄高須～上浜	704		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・胸壁・潜堤・消波工・突堤・水門・樋門	柳井市の一部	住宅地・農地・その他	
36	港湾局	柳井港	宮本	柳井市柳井宮本	1,777		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・胸壁・樋門	柳井市の一部	住宅地・商業用地・工業用地	

別表 計画事項 山南沿岸（柳井ゾーン ー3）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P.(m)							
37	港湾局	柳井港	柳井	柳井市柳井江ノ浦	1,068	4.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	胸壁・樋門・突堤・護岸	柳井市の一部	住宅地・商業用地・工業用地	
38	水産庁	柳井漁港	柳井	柳井市柳井	670		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	堤防・護岸・樋門	柳井市の一部	住宅地・商業用地・工業用地	
39	水産庁	鳴門漁港	大畠・遠崎	柳井市大畠・遠崎	1,150		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・胸壁・消波工・樋門	柳井市の一部	住宅地・商業用地・農地・その他	
40	港湾局	大畠港	大畠	柳井市大畠	300		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸	柳井市の一部	住宅地・その他	
41	水産庁	神代漁港	神代	柳井市神代	150		○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸	柳井市の一部	その他	
42	水・国土局	屋代島海岸	屋代島瀬戸	大島郡周防大島町大字西三浦	600	3.50～5.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	森林地	
43	水産庁	三浦漁港	三浦	大島郡周防大島町大字西三浦～東三浦	3,488		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・離岸堤・水門	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
44	農振局	大島海岸	平連	大島郡周防大島町大字東三浦地内	146		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	—	—	護岸	周防大島町の一部	農地	
45	水産庁	椋野漁港	椋野	大島郡周防大島町大字椋野	1,334		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策	○砂浜の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備 ○親水性の確保	護岸・胸壁・突堤・消波工・養浜・樋門・排水機場	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
46	水・国土局	久賀海岸	浜田	大島郡周防大島町大字浜田	500		○天端高の不足に伴う再整備	○水質の保全 ○藻場の保全	—	護岸・突堤・潜堤・養浜	周防大島町の一部	その他	
47	港湾局	久賀港	久賀	大島郡周防大島町大字久賀宗光～港町	2,850		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・胸壁・突堤・離岸堤・潜堤・消波工・養浜・樋門・飛沫防止	周防大島町の一部	住宅地・商業用地・農地・その他	
48	水・国土局	屋代島海岸	大崎	大島郡周防大島町大字大崎	1,540		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	—	—	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地	
49	港湾局	日良居港	日良居	大島郡周防大島町大字土居日前	200		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	突堤・離岸堤・養浜	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
	水・国土局	屋代島日良居港海岸	日良居	大島郡周防大島町大字土居日前	200		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
50	水産庁	日良居漁港	日良居	大島郡周防大島町大字土居・土居	1,546		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
51	水・国土局	屋代島油良港海岸	油良	大島郡周防大島町大字油良	903		○老朽化対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
	港湾局	油良港	油良	大島郡周防大島町大字油良	1,200	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	突堤・養浜	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他		

巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う  
施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照

別表 計画事項 山口南沿岸（柳井ゾーン ー4）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置			整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全	公衆の適正な利用		地域	状況	
					延長 (m)	代表天端高 T.P. (m)							
52	港湾局	白木港	白木	大島郡周防大島町大字西方	1,314	3.50~5.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	胸壁・護岸・突堤・離岸堤・消波工・養浜・樋門	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う 施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
53	水・国土局	東和海岸	森野	大島郡周防大島町大字平野~大字西方	950		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸・突堤	周防大島町の一部	住宅地・農地	
54	水産庁	森野漁港	森	大島郡周防大島町大字森	506		○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
55	水産庁	森野漁港	神浦	大島郡周防大島町大字神浦	748		○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全	—	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
56	水産庁	和田漁港	内入	大島郡周防大島町大字内入	1,075		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・商業用地・農地・その他	
57	水産庁	和田漁港	和田	大島郡周防大島町大字和田	1,225		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
58	水産庁	和田漁港	逗子	大島郡周防大島町大字和田	481		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・商業用地・農地・その他	
59	水・国土局	屋代島海岸	小伊保田	大島郡周防大島町大字伊保田	710		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場（ホソエガサを含む）の保全	—	護岸・水門	周防大島町の一部	住宅地・農地	
60	港湾局	伊保田港	伊保田	大島郡周防大島町大字伊保田	1,273		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場（ホソエガサを含む）の保全 ○砂浜の保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・消波工・胸壁・突堤・樋門	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
61	港湾局	小松港	小松	大島郡周防大島町大字小松	590		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた生物の保護 ○藻場の保全 ○干潟の保全	—	護岸・離岸堤・突堤・胸壁・水門・樋門・排水機場	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
62	港湾局	小松港	小松開作	大島郡周防大島町大字小松開作	530		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○貴重種を含めた生物の保護 ○藻場の保全 ○干潟の保全	—	護岸・胸壁・突堤・水門・樋門・排水機場	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
63	水産庁	志佐漁港	志佐	大島郡周防大島町大字志佐	315		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	離岸堤・水門	周防大島町の一部	住宅地・その他	
64	水・国土局	屋代島海岸	志佐	大島郡周防大島町大字志佐	1,522		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○藻場の保全 ○干潟の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・離岸堤・水門・樋門	周防大島町の一部	住宅地・農地	
65	農振局	大島海岸	雨田	大島郡周防大島町大字日見	215		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全	—	護岸	周防大島町の一部	その他	
66	水・国土局	屋代島海岸	日見	大島郡周防大島町大字日見	624		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・農地	

別表 計画事項 山口南沿岸（柳井ゾーン ー5）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P.(m)							
67	水・国土局	屋代島海岸	横見	大島郡周防大島町大字横見字三ノ坪	1,100	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○干潟の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・突堤・離岸堤・水門	周防大島町の一部	住宅地・農地	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う 施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照	
68	港湾局	沖浦西港	戸田	大島郡周防大島町大字戸田	996	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全	—	離岸堤・突堤	周防大島町の一部	住宅地・農地		
	水・国土局	沖浦西港海岸	戸田	大島郡周防大島町大字戸田	996	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全	—	護岸	周防大島町の一部	住宅地・農地		
69	水・国土局	屋代島沖浦港海岸	津海木	大島郡周防大島町大字津海木	1,070	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・突堤・離岸堤・水門	周防大島町の一部	住宅地		
70	農振局	大島海岸	津海木	大島郡周防大島町大字戸田	995	○天端高の不足に伴う再整備	○水質の保全 ○藻場の保全	—	護岸	周防大島町の一部	農地		
71	水産庁	出井漁港	出井	大島郡周防大島町大字出井	318	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策	○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地		
72	水・国土局	屋代島海岸	出井	大島郡周防大島町大字出井	882	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	堤防・護岸・離岸堤・水門	周防大島町の一部	住宅地・農地		
73	港湾局	沖浦港	家房	大島郡周防大島町大字家房	579	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・消波工・突堤・離岸堤・潜堤・養浜	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他		
74	港湾局	沖浦港	秋	大島郡周防大島町大字秋吉浦～江頭	1,060	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	突堤・離岸堤・護岸・胸壁・消波工	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他		
75	港湾局	安下庄港	小池	大島郡周防大島町大字西安下庄小池	100	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・突堤	周防大島町の一部	住宅地		
76	港湾局	安下庄港	西安下庄	大島郡周防大島町大字西安下庄三ツ松	1,395	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・消波工・離岸堤・潜堤・胸壁・突堤・樋門	周防大島町の一部	住宅地・商業用地・農地・その他		
77	港湾局	安下庄港	東安下庄	大島郡周防大島町大字東安下庄真宮	800	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・消波工・胸壁	周防大島町の一部	住宅地・商業用地・その他		
78	水産庁	安下庄漁港	安下庄	大島郡周防大島町大字東安下庄鹿家・岩浜・安高	2,995	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持保全	—	護岸・離岸堤・胸壁	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他		
79	水産庁	白木漁港	船越	大島郡周防大島町大字西方	831	○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○干潟の保全	—	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・商業用地・農地・その他		
80	水産庁	白木漁港	外入	大島郡周防大島町大字外入	879	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・商業用地・農地・その他		

別表 計画事項 山口南沿岸（柳井ゾーン -6）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P. (m)							
81	水産庁	白木漁港	伊崎	大島郡周防大島町大字外入	258	3.50~5.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う 施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
82	水産庁	白木漁港	地家室	大島郡周防大島町大字地家室	430		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・その他	
83	水産庁	白木漁港	沖家室	大島郡周防大島町大字沖家室島	790		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・その他	
84	水・国土局	東和海岸	長瀬	大島郡周防大島町大字沖家室島	250		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・突堤・潜堤・養浜	周防大島町の一部	その他	
85	水産庁	白木漁港	大小積	大島郡周防大島町大字西方	792		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
86	水・国土局	東和海岸	片添浜	大島郡周防大島町大字平野	400		○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸（遊歩道）・突堤	周防大島町の一部	その他	
87	水産庁	森野漁港	和佐	大島郡周防大島町大字和佐	607		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策	○藻場の保全	-	護岸・突堤・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
88	水産庁	和田漁港	小泊	大島郡周防大島町大字小泊	1,009		○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全	-	護岸・離岸堤	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
89	水産庁	油田漁港	馬ヶ原	大島郡周防大島町大字油字	150		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
90	水・国土局	東和海岸	馬ヶ原	大島郡周防大島町大字油字	436		○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全	-	護岸・離岸堤・樋門	周防大島町の一部	住宅地・農地	
91	水産庁	油田漁港	油字	大島郡周防大島町大字油字	260	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・商業用地・農地・その他		

別表 計画事項 山口南沿岸（柳井ゾーン ー7）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置			整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全	公衆の適正な利用		地域	状況	
					延長 (m)	代表天端高 T.P.(m)							
92	水産庁	油田漁港	日向泊	大島郡周防大島町大字油宇	185	3.50~5.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全 ○干潟の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
93	水産庁	油田漁港	両源田	大島郡周防大島町大字伊保田	283	4.50~5.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○貴重種を含めた生物の保護 ○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸（消波工）	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
94	水産庁	油田漁港	雨振	大島郡周防大島町大字伊保田	340		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○貴重種を含めた生物の保護 ○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
95	水産庁	油田漁港	伊ノ浦	大島郡周防大島町大字伊保田	250		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
96	水産庁	油田漁港	大畑	大島郡周防大島町大字伊保田	300		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
97	水産庁	油田漁港	本浦	大島郡周防大島町大字伊保田	140	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地・その他		
98	水産庁	油田漁港	仏ノ浦	大島郡周防大島町大字伊保田	85	○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○水質保全 ○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	周防大島町の一部	住宅地		
99	水産庁	尾津漁港	馬島	熊毛郡田布施町大字馬島	1,806	3.00~6.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○侵食対策 ○飛沫防止対策	○藻場（ホノエガサを含む）の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・突堤・離岸堤・養浜	田布施町の一部	住宅地	
100	水・国土局	馬島海岸	馬島	熊毛郡田布施町大字馬島	725		○天端高の不足に伴う再整備 ○侵食対策	○藻場の保全	—	突堤・養浜	田布施町の一部	その他	
101	農振局	田布施海岸	馬島	熊毛郡田布施町大字馬島	374		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全	—	護岸	田布施町の一部	農地	
102	農振局	佐賀海岸	大浦	熊毛郡平生町大字佐合島	300		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全	—	護岸	平生町の一部	農地	
103	水産庁	佐賀漁港	佐合島	熊毛郡平生町大字佐合島	1,355	○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	護岸・消波工・突堤	平生町の一部	住宅地・農地・その他		
104	農振局	上関海岸	三浦	熊毛郡上関町大字祝島三浦	1,915	6.00~7.00	○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全 ○動植物の保全	—	護岸	上関町の一部	農地	

別表 計画事項 山口南沿岸（柳井ゾーン ー8）

図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長(m)	代表天端高 T.P.(m)							
105	農振局	上関海岸	長磯	熊毛郡上関町大字祝島長磯	1,612	6.00~7.00	○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全 ○動植物の保全	-	護岸	上関町の一部	住宅地・農地	巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照
106	水産庁	祝島漁港	祝島	熊毛郡上関町大字祝島	1,228		○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○動植物の保全	-	護岸	上関町の一部	住宅地	
107	水・国土局	笠佐島笠佐港海岸	笠佐	大島郡周防大島町大字笠佐	306	5.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	-	護岸・突堤	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
	港湾局	笠佐港	笠佐	大島郡周防大島町大字笠佐	200		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策 ○飛砂対策	○藻場の保全	-	離岸堤・突堤・樋門	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
108	農振局	大島海岸	笠佐	大島郡周防大島町大字笠佐島	1,007	5.00	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	-	護岸	周防大島町の一部	その他	
109	水産庁	前島漁港	前島	大島郡周防大島町前島	400	4.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○飛沫防止対策	○藻場の保全 ○砂浜の保全	○利用増進や利便性の向上のための付帯施設整備	堤防・突堤	周防大島町の一部	住宅地・その他	
110	水産庁	浮島漁港	浮島	大島郡周防大島町大字浮島	250	6.50	○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全	-	護岸	周防大島町の一部	住宅地・農地・その他	
111	水産庁	平郡漁港	平郡	柳井市平郡鶴甫	400	5.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策 ○侵食対策 ○飛沫防止対策	○藻場の保全	-	護岸・消波工	柳井市の一部	住宅地・農地	
112	農振局	立島海岸	州鼻	大島郡周防大島町大字立島州鼻	350	5.00	○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全	-	護岸	周防大島町の一部	森林地	
113	水・国土局	八島海岸	八島	熊毛郡上関町大字八島	310	5.50~6.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	-	護岸	上関町の一部	その他	
114	農振局	上関海岸	盛り	熊毛郡上関町大字八島盛り	1,695		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全	-	護岸	上関町の一部	農地	
115	農振局	上関海岸	戒ヶ浦	熊毛郡上関町大字八島戒ヶ浦	403		○天端高の不足に伴う再整備	○藻場の保全	-	護岸	上関町の一部	住宅地・農地	
116	水産庁	八島漁港	八島	熊毛郡上関町大字八島	929		○天端高の不足に伴う再整備 ○飛沫防止対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全	○沿岸域利用との調和	護岸	上関町の一部	住宅地	
117	農振局	上関海岸	古浦	熊毛郡上関町大字八島古浦	464		○天端高の不足に伴う再整備	○水質の保全 ○藻場の保全 ○砂浜の保全	-	護岸	上関町の一部	農地	
118	水産庁	森野漁港	片添	周防大島町大字平野	277		3.50~5.00	○侵食対策 ○老朽化対策	○水質の保全 ○砂浜の保全	マナーの向上を図る啓発活動	護岸・潜堤	周防大島町の一部	

別表 計画事項 山口南沿岸（岩国ゾーン ー1）

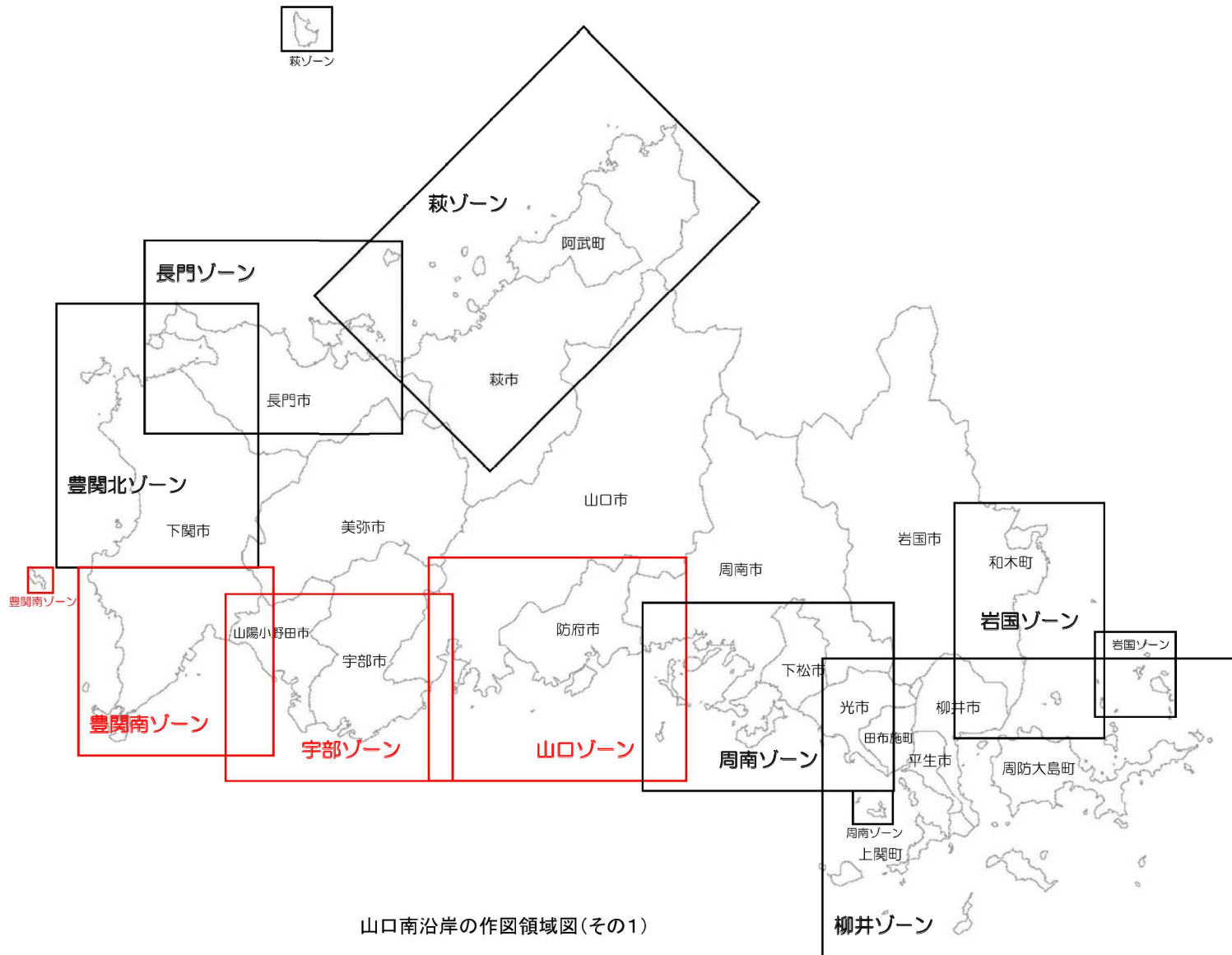
図面番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P. (m)							
1	水産庁	由宇漁港	神東	岩国市由宇町神東	2,600	6.00~6.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	—	護岸・離岸堤	岩国市の一部	住宅地・商業用地・農地・その他	
2	港湾局	由宇港	由宇	岩国市由宇町有家～港町	1,000		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・堤防・胸壁・突堤・消波工・人工海浜・樋門・水門・排水機場	岩国市の一部	住宅地・工業用地・農地	
3	港湾局	由宇港	唐樋	岩国市由宇町堀田	280		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸・堤防・胸壁・突堤・消波工・樋門	岩国市の一部	農地	
4	水産庁	通津漁港	通津	岩国市通津	2,867		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	護岸・消波工・防潮堤・樋門	岩国市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・森林地・その他	
5	港湾局	岩国港	藤生	岩国市黒磯町二丁目	540	5.50~6.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○干潟の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・消波工・胸壁・突堤・離岸堤	岩国市の一部	住宅地・商業用地・農地	
6	港湾局	岩国港	中津	岩国市灘町～尾津町五丁目	1,600		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○干潟の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	堤防・胸壁・消波工	岩国市の一部	住宅地・工業用地・農地	
7	農振局	岩国港	中津	岩国市尾津町五丁目	200		○天端高の不足に伴う再整備	—	○マナーの向上を図る啓発活動	堤防・樋門	岩国市の一部	住宅地・農地	
8	水・国土局	尾津海岸	尾津	岩国市門前町四丁目～五丁目	1,955		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○干潟の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動	堤防	岩国市の一部	住宅地・商業用地・工業用地・農地・その他	
9	港湾局	岩国港	和木新港	岩国市日の出町～新港町	—	4.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	—	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動	護岸・胸壁・水門・排水機場	岩国市の一部	住宅地・商業用地・工業用地	
10	港湾局	岩国港	和木新港	和木町	400		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	—	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動	消波工・胸壁	和木町の一部	工業用地	
11	農振局	岩国海岸	大浦	岩国市黒島	47		○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸	岩国市の一部	農地・その他	
12	農振局	岩国海岸	よ茂木	岩国市黒島	98	○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸	岩国市の一部	農地・その他		
13	水産庁	黒島漁港	黒島	岩国市黒島	40	4.50	○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保 ○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付帯施設の整備	消波堤	岩国市の一部	住宅地・農地・その他	
14	農振局	岩国海岸	南風泊	岩国市黒島	87		○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸	岩国市の一部	農地・その他	
15	農振局	岩国海岸	長崎	岩国市柱島	45		○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸	岩国市の一部	農地・その他	
16	農振局	岩国海岸	木落	岩国市柱島	60		○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸	岩国市の一部	農地	
17	農振局	岩国海岸	小長崎	岩国市柱島	82		○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸	岩国市の一部	農地	
18	農振局	岩国海岸	大鳴口	岩国市柱島	120		○侵食対策 ○老朽化対策	○藻場の保全	—	護岸	岩国市の一部	農地・その他	

巡視点検及び5年に1回の定期点検を行い、点検結果に基づき補修等を行う施設種類別の維持・修繕方法は【本編】4章を参照



別表 計画事項 山口南沿岸（岩国ゾーン ー2）

図面 番号	所管	海岸名	地区名	配置		整備の方向性			種類	受益の地域		維持又は修繕の 方法	
				区域	規模		海岸の防護	環境の整備と保全		公衆の適正な利用	地域		状況
					延長 (m)	代表天端高 T.P. (m)							
19	農振局	岩国海岸	浦西	岩国市柱島	740	4.50	○天端高の不足に伴う再整備	○水質の保全 ○藻場の保全	○沿岸域の諸利用のための親水性の確保	護岸	岩国市の一部	農地・その他	巡視点検及び 5年に1回の定期 点検を行い、点 検結果に基づき 補修等を行う 施設種類別の 維持・修繕方法 は【本編】4章 を参照
20	港湾局	柱島港	柱島	岩国市柱島	763		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	○マナーの向上を図る啓発活動	護岸	岩国市の一部	住宅地・農地	
21	農振局	岩国海岸	大町	岩国市柱島	1,010		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○藻場の保全	○利用増進や利便性の向上のための付 帯施設の整備	護岸	岩国市の一部	農地・その他	
22	水産庁	端島漁港	端島	岩国市端島	320		○天端高の不足に伴う再整備 ○老朽化対策	○水質の保全 ○藻場の保全 ○海岸景観の維持・保全	○マナーの向上を図る啓発活動 ○利用増進や利便性の向上のための付 帯施設の整備	護岸	岩国市の一部	住宅地・農地・森 林地・その他	



山口南沿岸の作図領域図(その1)

# 豊関(南)



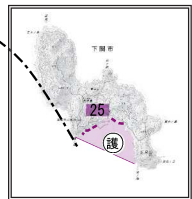
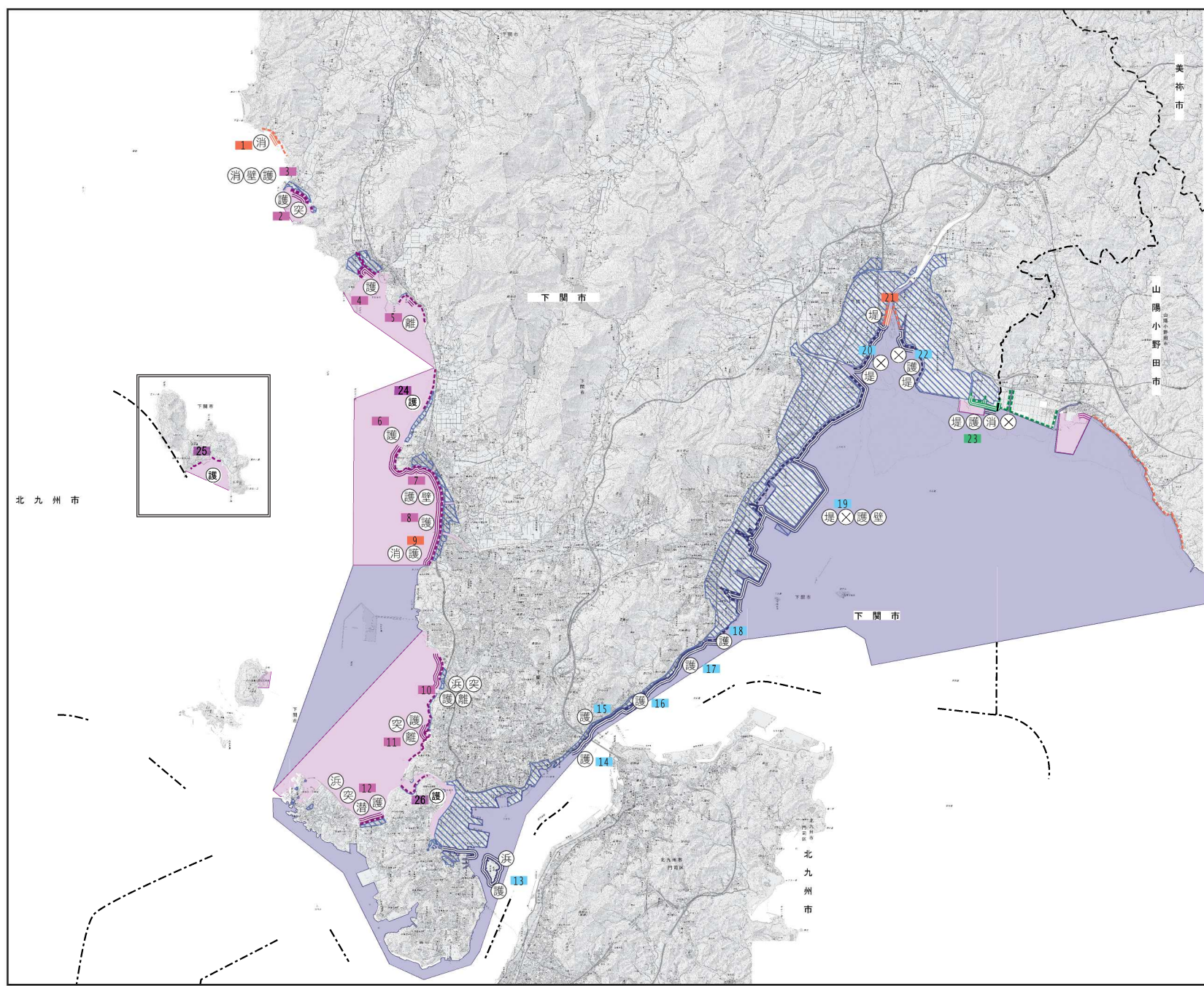
- 海岸保全区域
- 水管理・国土保全局
  - 港湾局
  - 農村振興局
  - 水産庁

- 港湾・漁港区域
- 港湾区域
  - 漁港区域

- 整備区域
- 水管理・国土保全局
  - 港湾局
  - 農村振興局
  - 水産庁
  - 受益地域  
(高潮浸水想定区域  
浸食想定区域)

- 堤防
- 護岸
- 胸壁
- 突堤
- 離岸堤
- 消波堤
- 潜堤(人工リーフ)
- 人工海浜
- 水門・樋門
- 排水機場

- 図面番号
- 水管理・国土保全局
  - 港湾局
  - 農村振興局
  - 水産庁



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1184号)

# 宇 部



## 海岸保全区域

- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 農村振興局
- 水産庁

## 港湾・漁港区域

- 港湾区域
- 漁港区域

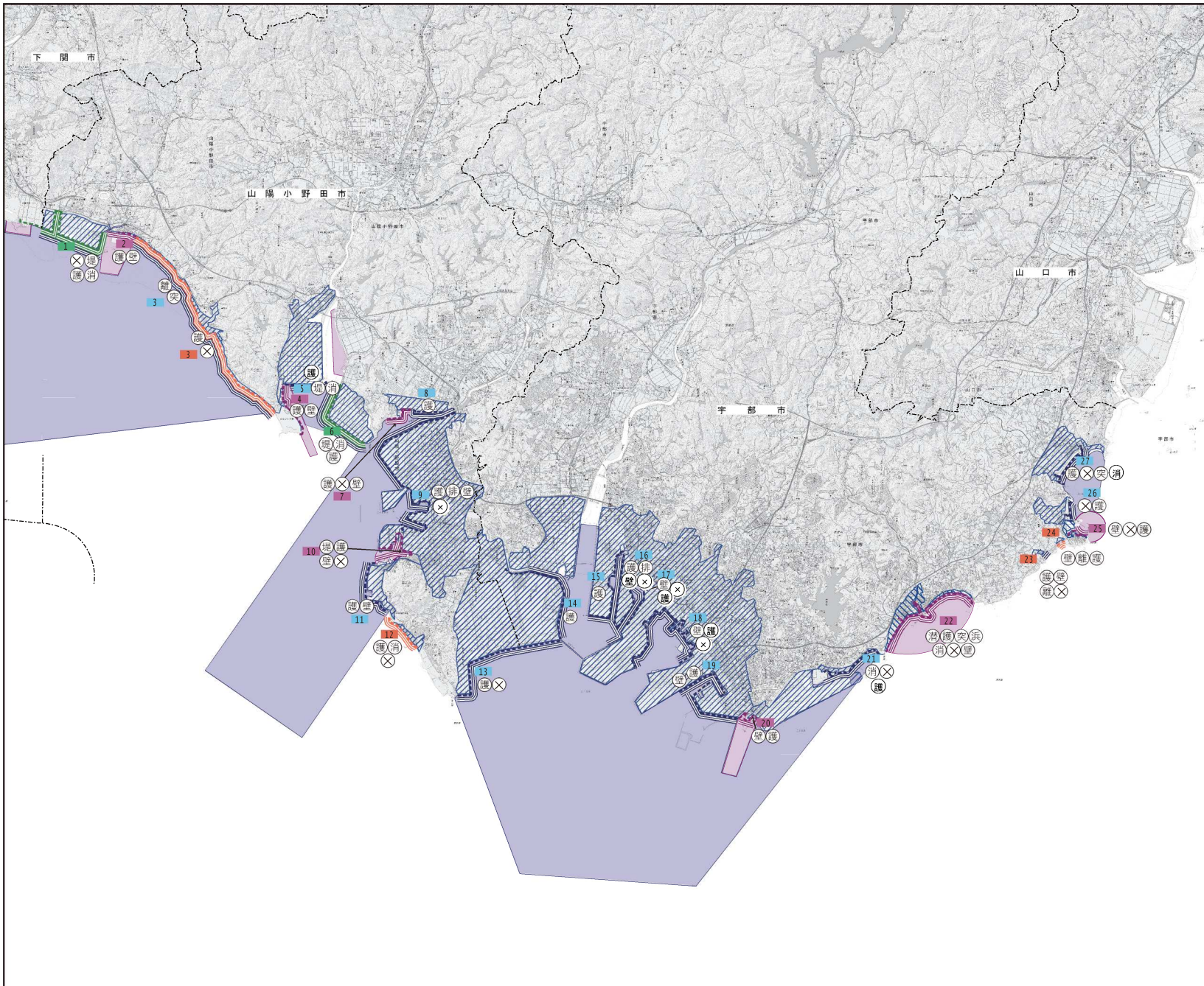
## 整備区域

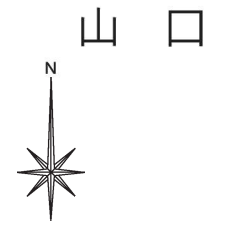
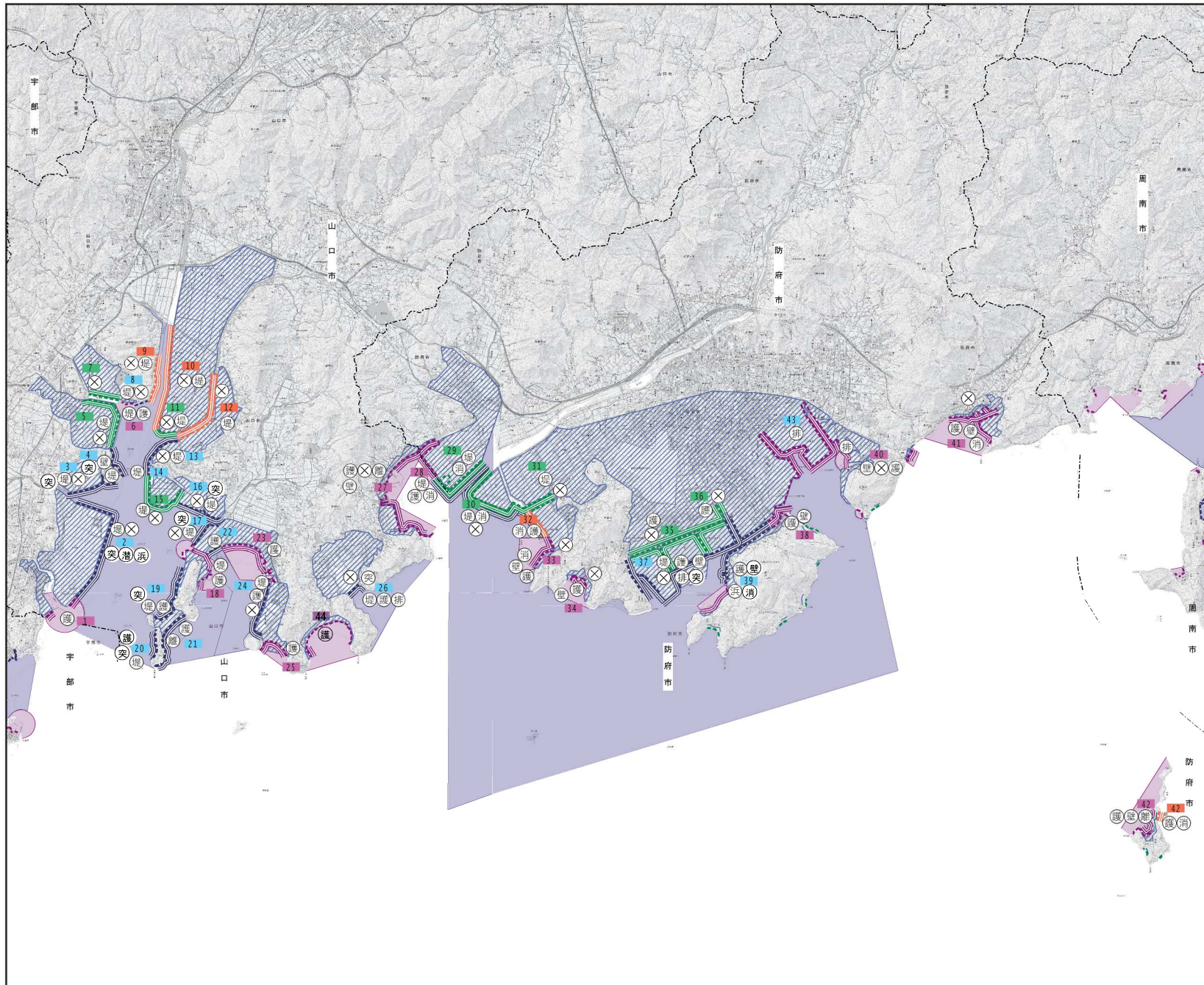
- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 農村振興局
- 水産庁
- 受益地域  
(高潮浸水想定区域  
優良想定区域)

- 堤 堤防
- 護 護岸
- 壁 胸壁
- 突 突堤
- 離 離岸堤
- 消 消波堤
- 潜 潜堤(人工リーフ)
- 浜 人工海浜
- ⊗ 水門・樋門
- 排 排水機場

## 図面番号

- 999 水管理・国土保全局
- 999 港湾局
- 999 農村振興局
- 999 水産庁

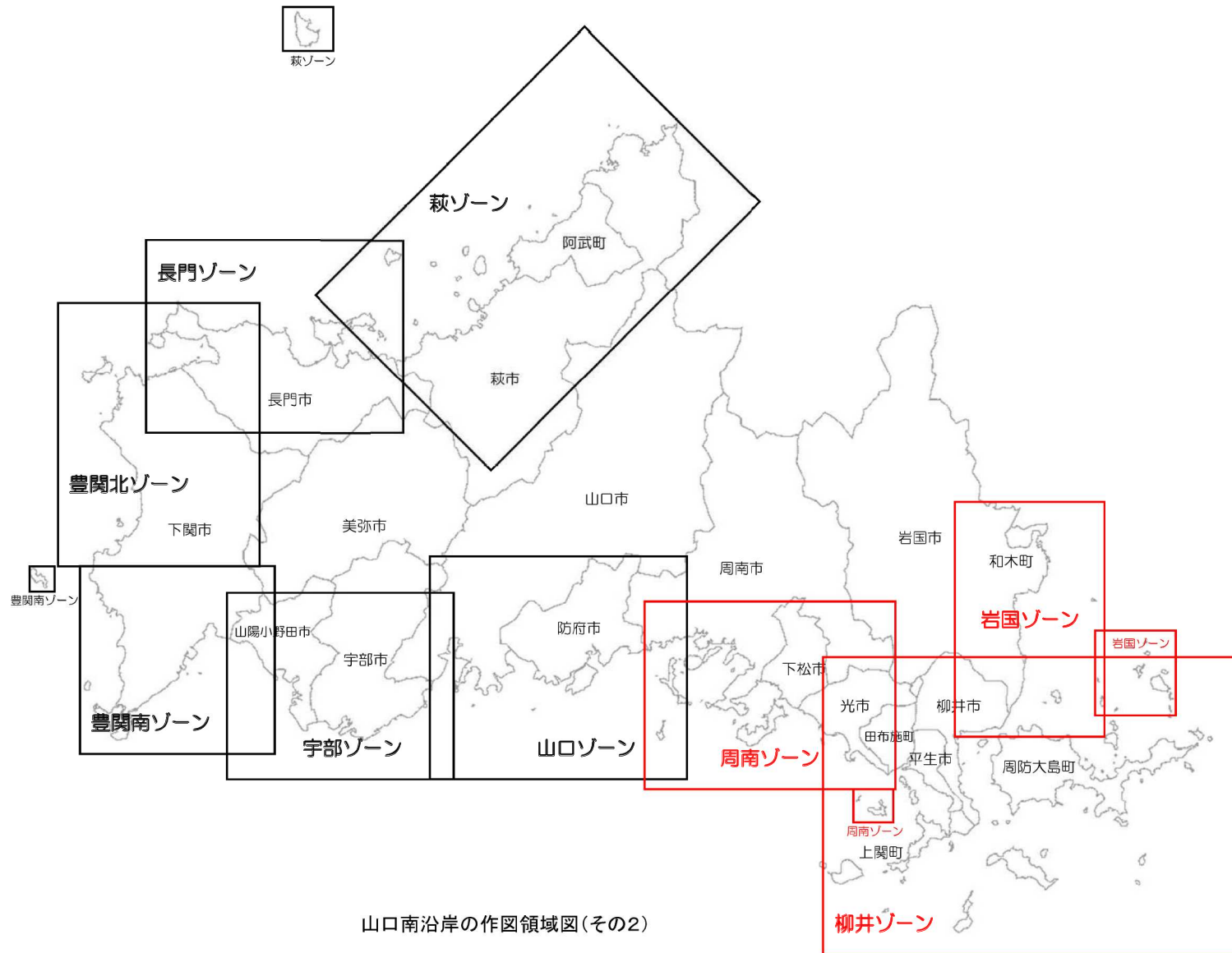




- 海岸保全区域**
- 水管理・国土保全局
  - 港湾局
  - 農村振興局
  - 水産庁
- 港湾・漁港区域**
- 港湾区域
  - 漁港区域
- 整備区域**
- ==== 水管理・国土保全局
  - ==== 港湾局
  - ==== 農村振興局
  - ==== 水産庁
  - ▨ 受益地域 (高潮浸水想定区域 浸食想定区域)
- (堤) 堤防  
 (護) 護岸  
 (壁) 胸壁  
 (突) 突堤  
 (離) 離岸堤  
 (消) 消波堤  
 (潜) 潜堤(人工リーフ)  
 (浜) 人工海浜  
 (⊗) 水門・樋門  
 (排) 排水機場
- 図面番号**
- 999 水管理・国土保全局
  - 999 港湾局
  - 999 農村振興局
  - 999 水産庁



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1184号)



山口南沿岸の作図領域図(その2)

# 周南



## 海岸保全区域

- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 農村振興局
- 水産庁

## 港湾・漁港区域

- 港湾区域
- 漁港区域

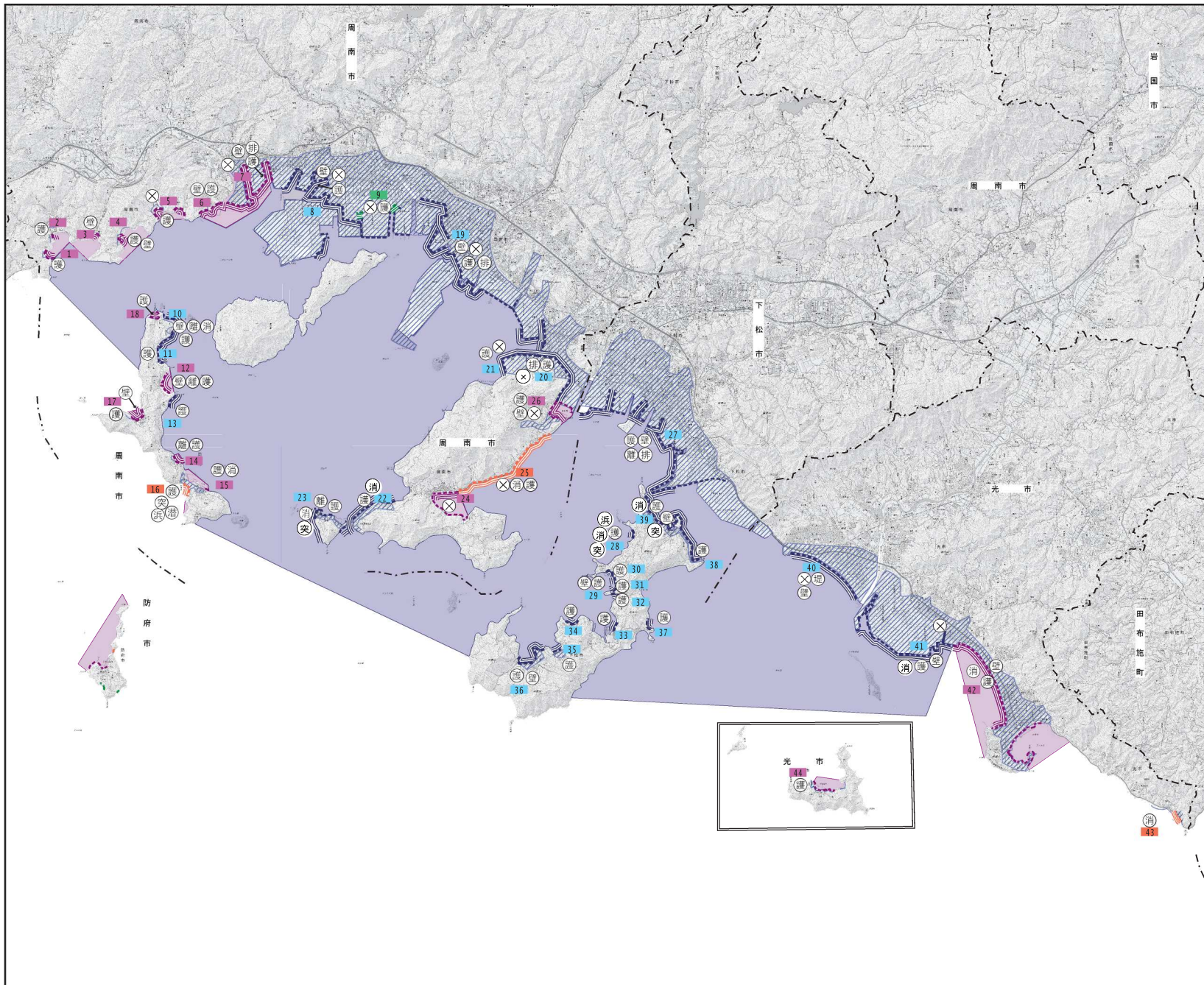
## 整備区域

- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 農村振興局
- 水産庁
- 受益地域  
(高潮浸水想定区域  
浸食想定区域)

- 堤 堤防
- 護 護岸
- 壁 胸壁
- 突 突堤
- 離 離岸堤
- 消 消波堤
- 港 潜堤(人工リーフ)
- 浜 人工海浜
- ⊗ 水門・樋門
- 排 排水機場

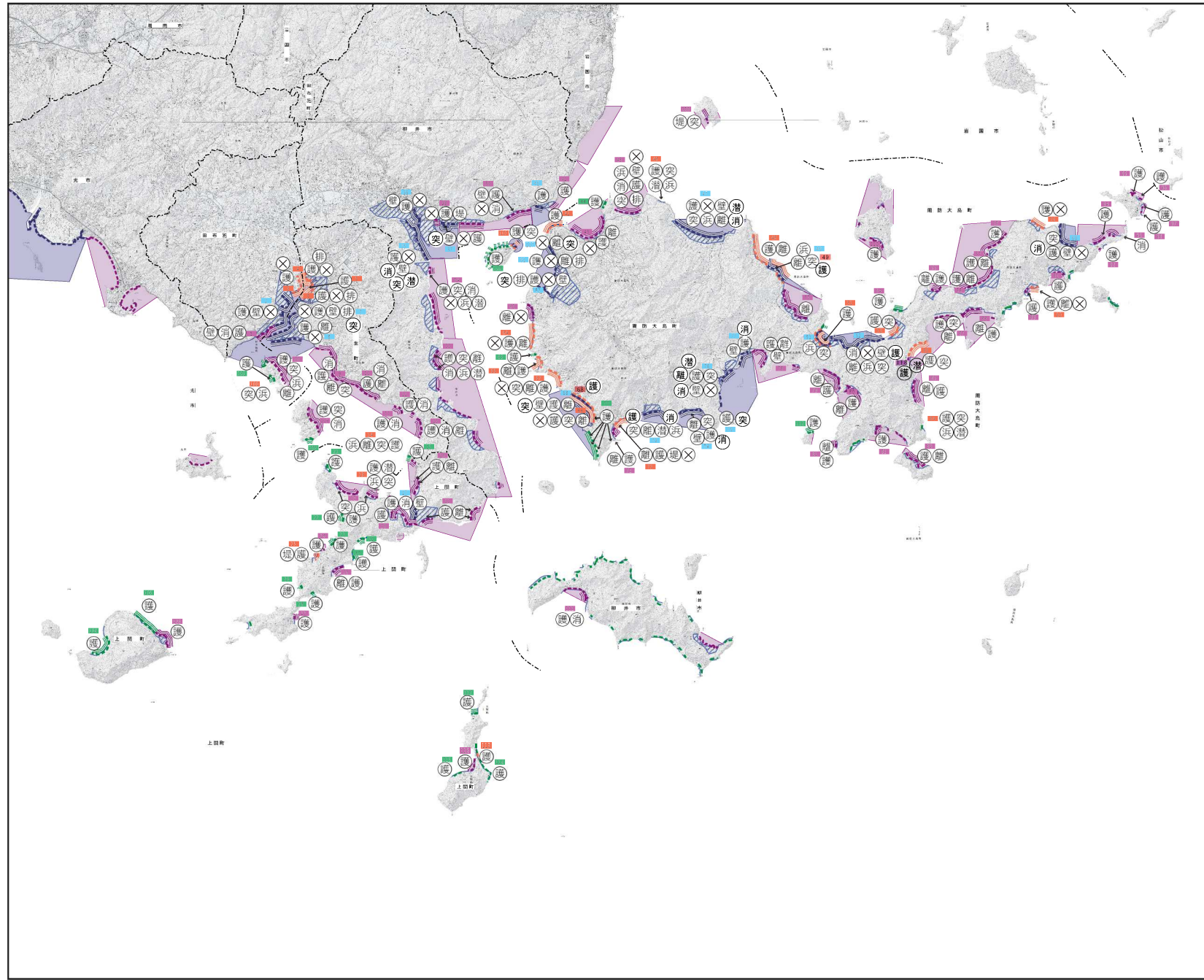
## 図面番号

- 999 水管理・国土保全局
- 999 港湾局
- 999 農村振興局
- 999 水産庁



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1184号)

# 柳井



- 海岸保全区域**
- 水管理・国土保全局
  - 港湾局
  - 農村振興局
  - 水産庁
- 港湾・漁港区域**
- 港湾区域
  - 漁港区域
- 整備区域**
- ==== 水管理・国土保全局
  - ==== 港湾局
  - ==== 農村振興局
  - ==== 水産庁
  - ▨ 受益地域 (高潮浸水想定区域 浸食想定区域)
- (堤) 堤防  
 (護) 護岸  
 (壁) 胸壁  
 (突) 突堤  
 (離) 離岸堤  
 (消) 消波堤  
 (潜) 潜堤(人工リーフ)  
 (浜) 人工海浜  
 (×) 水門・樋門  
 (排) 排水機場
- 図面番号**
- 999 水管理・国土保全局
  - 999 港湾局
  - 999 農村振興局
  - 999 水産庁



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1184号)



# 岩国



## 海岸保全区域

- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 農村民振興局
- 水産庁

## 港湾・漁港区域

- 港湾区域
- 漁港区域

## 整備区域

- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 農村民振興局
- 水産庁
- ▨ 受益地域  
(高潮浸水想定区域  
優食想定区域)

- ⊙ 堤防
- ⊙ 護岸
- ⊙ 胸壁
- ⊙ 突堤
- ⊙ 離岸堤
- ⊙ 消波堤
- ⊙ 潜堤(人工リーフ)
- ⊙ 高波・津波防波堤
- ⊙ 人工海浜
- ⊗ 水門・樋門
- ⊙ 排水機場

## 図面番号

- 999 水管理・国土保全局
- 999 港湾局
- 999 農村民振興局
- 999 水産庁

2000 1000 0 2000 4000m

